

鳥取市災害廃棄物処理計画

本 編

(全 53 ページ)

第 1 版 令和 3 年 2 月作成

第 2 版 令和 4 年 4 月修正



目 次（本編）

第1部 総則

- 第1節 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
- 第2節 本市処理計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・1-3
- 第3節 本市処理計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・1-4
- 第4節 本市における災害廃棄物処理能力の推計・・・・・・・・1-6
- 第5節 想定する災害と災害廃棄物発生量の推計・・・・・・・・1-7

第2部 組織体制

- 第1節 市の組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
- 第2節 災害廃棄物処理の広域処理体制・・・・・・・・・・・・2-3
- 第3節 民間事業者等との連携（応援協定、ボランティア）・・・・2-5
- 第4節 応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7

第3部 初動対応

- 第1節 全般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-1
- 第2節（発災～24時間）情報収集・報告、障害物等の撤去・・・・・・・・3-3
- 第3節（発災24時間～）廃棄物処理体制の構築・・・・・・・・・・・・3-5
- 第4節（発災後1週間～）継続的な処理体制の確保・・・・・・・・・・・・3-10
- 第5節 廃棄物処理法上の非常災害の判断・・・・・・・・・・・・3-11
- 第6節 国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業など）の活用・・・・・・・・3-12
- 第7節 土砂・がれきの撤去（堆積土砂排除事業）・・・・・・・・・・・・3-13

第4部 仮置場関係

- 第1節 仮置場の分類と選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1
- 第2節 仮置場の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-4
- 第3節 仮置場の運営・管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・4-7

第5部 廃棄物処理

- 第1節 災害廃棄物の処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-1
- 第2節 損壊家屋等の撤去・公費解体・・・・・・・・・・・・5-4
- 第3節 貴重品・思い出の品の取り扱い・・・・・・・・・・・・5-6
- 第4節 仮設処理施設の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-6

第6部 事務処理

- 第1節 補助金申請関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-1
- 第2節 平時の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-1

巻末資料

本市処理計画策定における参考文献や計画一覧

鳥取市災害廃棄物処理計画の構成（本編と詳細版）について

鳥取市災害廃棄物処理計画（以下「本市処理計画」という。）は、本市が大規模災害時に必要となる災害廃棄物対策を次のとおり 6 部構成で示し、本市処理計画「本編」では本市の状況を踏まえた災害廃棄物対策及び行動計画の要点を示した。また、本編の内容を網羅的、包括的に示した「詳細版（全 153 頁）」を作成し、幅広く内容を補完した。

【表 1-1 本市処理計画の構成（本編 53 頁）】

部	項目	主な内容	参照ページ
第1部	総則編 (本編全 13 頁)	背景と目的	1-2
		本市処理計画の位置付け	1-3
		災害廃棄物処理の基本原則	詳細版参照
		本市処理計画の基本方針	1-4
		本市における災害廃棄物処理能力の推計	1-6
		想定する災害と災害廃棄物発生量の推計	1-7
第2部	組織体制編 (本編全 7 頁)	市の組織体制	2-1
		災害廃棄物処理の広域処理体制	2-3
		民間事業者等との連携（応援協定、ボランティア）	2-5
		応援要請	2-7
第3部	初動対応編 (本編全 13 頁)	全般的事項	3-1
		安全及び組織体制の確保	詳細版参照
		情報収集・報告、障害物等の撤去	3-3
		災害廃棄物処理体制の構築	3-5
		生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬、仮設トイレのくみ取り	詳細版参照
		協定に基づく応援要請、受入	3-8
		住民等への広報、相談窓口の設置	3-9
		・災害廃棄物発生量の推計方法 ・推計した発生量の見直し ・災害廃棄物処理実行計画の作成	3-10
		廃棄物処理法上の非常災害の判断	3-11
		国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業など）の活用	3-12
第4部	仮置場関係編 (本編全 11 頁)	仮置場の分類と選定	4-1
		仮置場の設置	4-4
		仮置場の管理・運営計画	4-7
		仮置場の安全確認・返還	4-11
第5部	廃棄物処理編 (本編全 6 頁)	処理フロー	5-1
		主な災害廃棄物、処理困難物の処理方法	5-2
		損壊家屋等の撤去、公費解体	5-4
		貴重品・思い出の品の取扱い	5-6
第6部	事務処理編 (本編全 3 頁)	仮設処理施設の検討	5-6
		補助金申請関係	詳細版参照
		平時の備え	6-1

第1部 総則編

第1節 背景と目的

昨今、東日本大震災(平成 23 年)を始め、熊本地震(平成 28 年)や鳥取中部地震（平成 28 年）のような地震災害や、広島土砂災害(平成 26 年)、関東・東北豪雨災害（平成 27 年）、九州北部豪雨災害（平成 29 年）、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年）等の水害など、大規模な自然災害が日本各地で頻発している。災害発生後には、被災家屋からの片付けごみや建物の解体ごみ等、多量の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が地域住民から排出され、その災害廃棄物の処理に数年を要する事態となり、被災地の復旧・復興にとって大きな課題となった。

そのような中、環境省は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）を策定し、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興等」に分けて災害廃棄物対策における基本的事項を整理した。また、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号）では、市町村の役割として災害廃棄物処理計画の策定を行うこととされている。

本市においても、過去に地震災害（昭和 18 年鳥取地震）や豪雨等による風水害（平成 16 年台風 21 号や平成 29 年台風 18 号）などの大規模災害に見舞われており、災害への備えとして、本市処理計画を策定する必要がある。

被災後、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限に抑え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、本市処理計画を策定し、本市の災害廃棄物対策を図るものである。

【平成 30 年 7 月豪雨（倉敷市）における災害廃棄物の排出状況】

<被災直後の道路脇の状態>



<仮置場の状態>



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル (http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_suigai/search/)

第2節 本市処理計画の位置付け

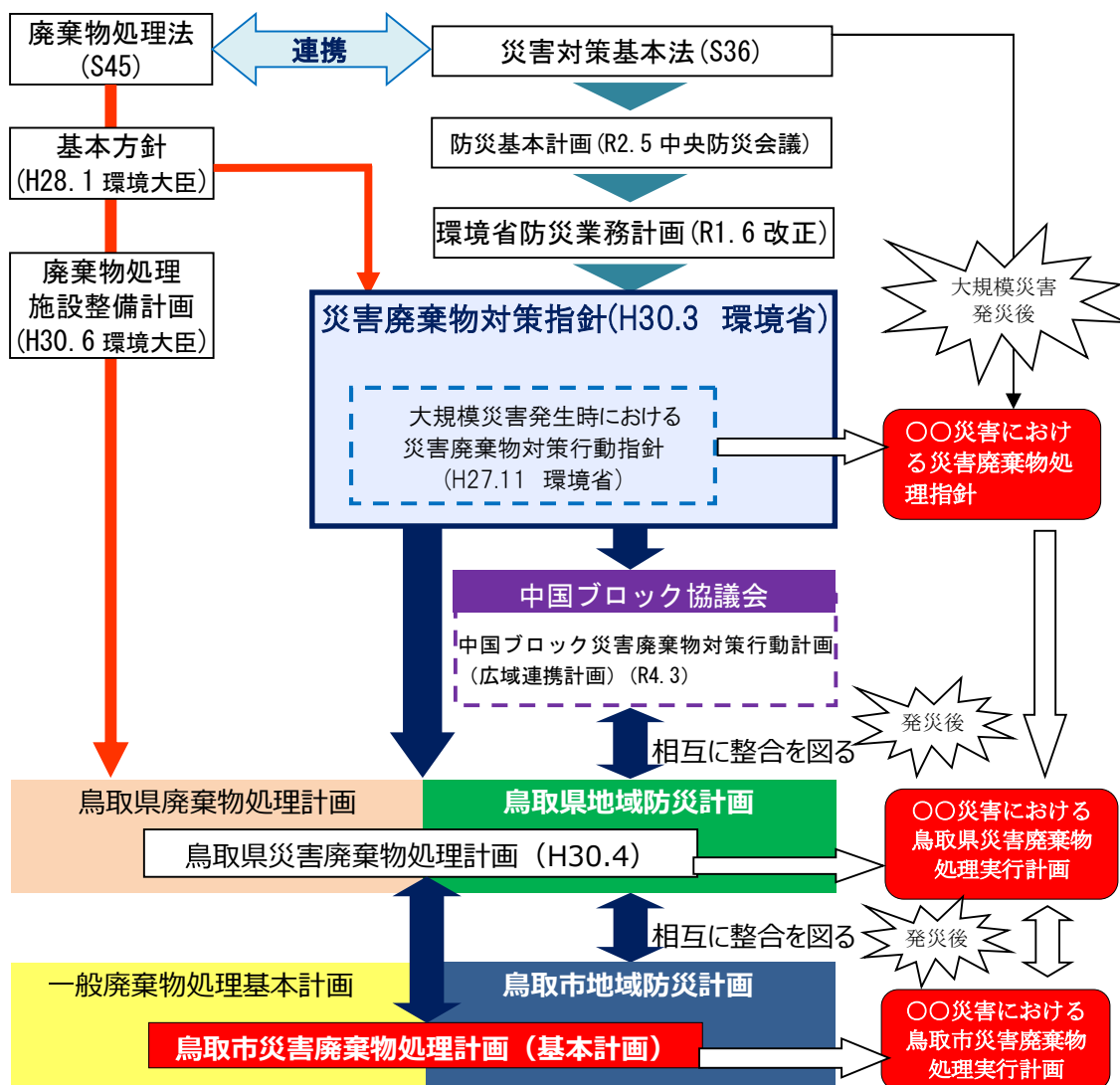
本市処理計画は、災害時における様々な事態に対して迅速で適切な廃棄物処理が可能となるよう、平時から発災後の廃棄物処理に関して起こり得る事態を想定し、本市における災害廃棄物の基本的な対応方法や処理体制等を示すものである。

本市処理計画は、一般廃棄物処理計画(毎年度告示)と鳥取市地域防災計画(令和3年度修正)において、災害廃棄物対策に特化したものとして定める。

また、発災後においては鳥取市災害廃棄物処理実行計画の策定の基礎とするものである。

本市処理計画の位置付け

【図 1-1 本市処理計画の位置付け】



第3節 本市処理計画の基本方針

1 基本方針

本市処理計画の基本方針は、県内自治体との連携を考慮し、以下のとおり鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）に準じて同様の基本方針とする。

【表1-2 基本方針】

	基本方針	内 容
1	公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2	広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び速やかな生活再建に向け、発災初期の段階での国、他自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で、県内で処理可能なものは極力県内で処理が行われるよう、県内の自治体、業界が結集して対応する。
3	将来に問題を残さない適切な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、計画的な処理を行うとともにモニタリングを行う。
4	処理にあたっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）

2 災害廃棄物処理の目標期間（最大期限）

災害廃棄物処理の目標期間については、災害の種類・規模に応じて、原則、以下の範囲内で具体的な処理目標期間を設定するものとする。

【表1-3 災害廃棄物処理の目標期間】

災害の種類	災害規模	目標（処理上の最大期限）
地震	震度7	3年
	震度6強	2年
	震度5強～6弱	1年
風水害	洪水による浸水	2年

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）

※ 風水害の洪水等による浸水被害の場合は「平成30年7月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画（改訂版）」を参考とした。

3 災害時に発生する廃棄物の種類

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があるが、災害時に発生する廃棄物を次のとおり分類する。

また、災害廃棄物の性状は、次表のa～1の区分で主に構成される。

【表 1-4 災害時に発生する廃棄物の種類】

種 類		概 要
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他自治体・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿 災害に伴って家屋便槽に流入した汚水
災害廃棄物	片付けごみ	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるもの
	撤去等廃棄物	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出されるもの
	a 可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	b 木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	c 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	d 不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※ 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	e コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	f 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	g 廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	h 小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	i 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼料工場等から発生する原料及び製品など
j 有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等	
k 廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。 仮置場等での保管方法や期間について、車両移動前に警察等と協議する。	
l その他、適正 処理が困難な 廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など	

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

4 処理主体

本市や管理者・所有者等が主体となって処理を行うものは次のとおりである。

【表 1-5 処理主体】

	対象物	処理主体
災害廃棄物関係	災害廃棄物（片付けごみなど）	市は、一般廃棄物の処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理を行う。
	道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山堆積物	各管理者がそれぞれの復旧事業で処理する。
	災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物 （被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）	原則、各事業者が処理する。 ただし、生活環境保全上特に必要と認められる場合（住宅兼店舗など）や、国の災害廃棄物処理事業に該当する廃棄物（中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積したもの）については、災害規模（仮置場設置が必要な規模）に応じて、本市による処理を検討する。
	損壊家屋等の撤去等廃棄物	原則として所有者が処理を行う。
	公共施設や大企業の建物の撤去等廃棄物	管理者の責任で撤去する。
し尿関係	し尿	原則、くみ取り便槽の所有者がし尿収集運搬業許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。 また、市の避難所等に設けられた仮設トイレ等から発生したし尿については、市が処理委託する。
	水没したくみ取り便槽（家屋便槽）に流入した汚水	市は床下、床上浸水を問わず、本市し尿処理運搬業許可業者、又は協定締結団体に処理委託して処理する。 なお、浸水により家屋便槽に流入した汚水のくみ取り費用については、便槽容量の2分の1は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象である。（維持分として便槽容量の2分の1は対象外）
	浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥	原則、所有者の責任において、収集運搬業許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。 （災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外）

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）を元に作成

第4節 本市における災害廃棄物処理能力の推計

1 一般廃棄物収集運搬能力の推計

本市における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬車両は、「本市処理計画 詳細版 第1部 総則編」に示すが、災害時における生活ごみ、避難所ごみの運搬は概ね可能であると想定する。

一方、災害廃棄物処理専用車両として利用できる一般廃棄物収集運搬業許可車両は限定的（事前聞き取り等による）であり、災害廃棄物処理の車両確保については、県や協定締結団体、広域連携を通じた応援要請を想定するものとする。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬能力の推計

災害発生後の避難所からのし尿発生量は、被害想定が最大である鹿野・吉岡断層地震（「本市処理計画 本編 第1部 総則編(P1-7、P1-8)」を参照）では、市の避難所全体で1日あたり47kℓ（鳥取県災害廃棄物処理計画 平成30年4月）が発生する推計となっている。この最大被害想定時の推計量と平時の収集量と合計すると、収集運搬車両が不足することも考えられる。

また、水害の場合、便槽や浄化槽の水没に伴う汚泥等の引き抜き需要が増大することから、協定締結事業者や広域連携を通して収集運搬車両の確保を図る必要がある。

3 廃棄物処理施設の処理能力の推計

本市の生活ごみを処理している施設を中心に災害廃棄物処理能力を推計（令和元年度実績）した。（本市処理計画 詳細版「第1部 総則 第2章 本市の概況」を参照）

【表1-6 一般廃棄物処理施設の処理可能量（令和元年度実績ベース）】

施設名	処理	廃棄物の種類	処理可能量（推計値）
リンピアいなば（※） （令和4年7月～）	焼却	可燃ごみ	1年 10,000 t
			1.7年 17,000 t
			2.7年 27,000 t
鳥取県東部環境クリーンセンター	破砕・選別	小型破砕ごみ 不燃性粗大ごみ	1年 4,500 t
			1.7年 7,600 t
			2.7年 12,000 t
いなばエコ・リサイクルセンター	選別、圧縮、 梱包	プラスチックごみ	1年 1,300 t
			1.7年 2,200 t
			2.7年 3,500 t
鳥取県東部環境クリーンセンター	埋立	不燃物中間処理残渣 焼却灰	受入可能量 189,840 t
因幡浄苑	生物処理など	し尿処理・浄化槽汚泥	1日あたり 150kℓ

※ 令和4年7月以降は、新可燃物処理施設リンピアいなば（鳥取県東部広域行政管理組合）に移行。

【表1-7 産業廃棄物処理施設の処理可能量（県東部）】

施設の種類の種類	施設数	ごみの種類	処理可能量（推計値）
破砕処理施設	9施設	木くず	1年 122,100 t
			1.7年 207,500 t
			2.5年 305,600 t
	18施設	がれき類	1年 1,248,600 t
			1.7年 2,122,600 t
			2.5年 3,121,900 t
産業廃棄物最終処分場	—	石膏ボード、石綿含有廃棄物	県内の受入可能施設無し

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）

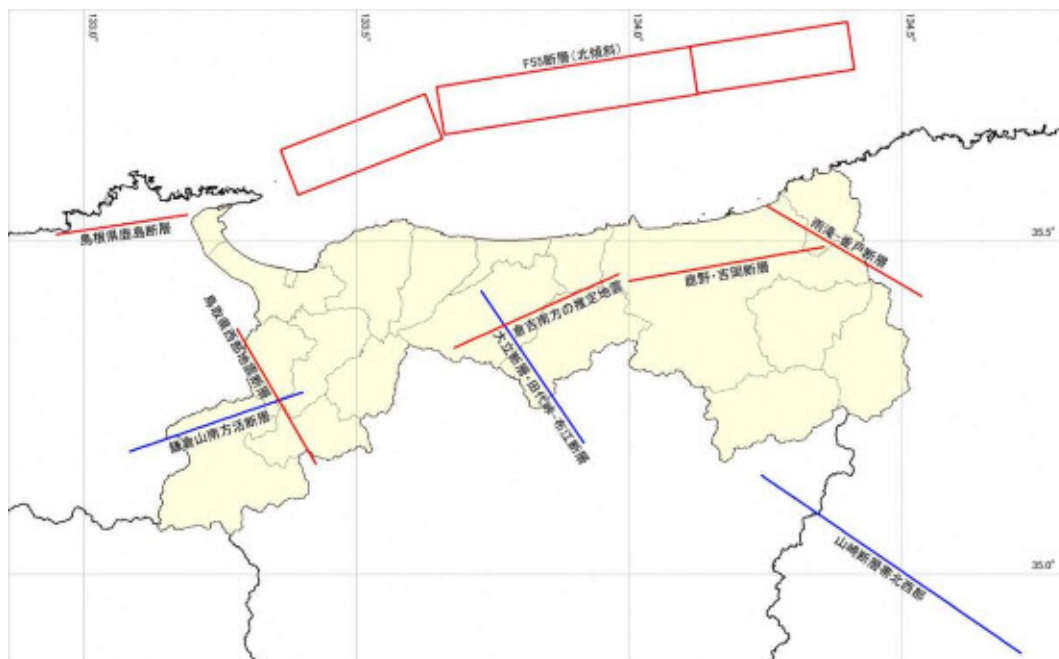
第5節 想定する災害と災害廃棄物発生量の推計

1 想定する地震災害

本市で想定する地震災害は、鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）で示された7つの断層で起こりうる地震災害とする。これは、鳥取県地震防災調査研究委員会（平成30年2月）がとりまとめた被害想定に基づき、県内で想定される最大級の地震を想定したものである。

さらに、想定された地震（断層）から被害程度の異なる3つのケースで災害想定を行った。最大想定（震度7相当）の地震災害をはじめ、実際に起こった平成12年鳥取県西部地震の震度6強相当の地震（最大想定「1ランク下」という。）、及び平成28年鳥取県中部地震の震度6弱相当の地震（最大想定「2ランク下」という。）を想定に入れ、3つのケースに分類し、被害想定及び災害廃棄物発生量の推計とした。

【図1-2 想定する地震の断層位置】



※ 赤線の断層を対象とする。

出典：鳥取県地震・津波被害想定検討業務報告書（平成29年3月）

【表1-8 地震災害について想定したケース（3ケース）】

ケース分類	最大想定	1ランク下	2ランク下
想定震度	震度7相当	震度6強相当	震度5強～6弱相当
想定した災害	鳥取県地震防災調査研究委員会（平成30年2月）の被害想定	鳥取県西部地震（平成12年）	鳥取県中部地震（平成28年）
想定概要	鳥取県地震防災調査研究委員会の被害想定結果。最大規模の被害が発生することを想定	鳥取県災害廃棄物処理計画で設定。最大想定よりも震度が1ランク小さい場合を想定	鳥取県災害廃棄物処理計画で設定。最大想定よりも震度が2ランク小さい場合を想定
倉吉南方の推定断層	震度7	震度6強	震度6弱
鳥取県西部地震断層	震度7	震度6強	震度6弱
雨滝・金戸断層	震度7	震度6強	震度6弱
鹿野・吉岡断層	震度7	震度6強	震度6弱
島根県鹿島断層	震度6弱	震度5強	震度5弱
F55断層	震度6強	震度6弱	震度5強
佐渡島北方沖断層	—	—	—

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）

※ 断層によって、最大想定震度が異なる。

※ ケース分類のランク分けは、気象庁震度階級に基づく。

ここでは、想定する地震災害の3つのケースのうち、最大想定時の推計について示す。残りの2ケースは、「本市処理計画 詳細版 第1部 総則編」に示す。

地震災害の災害廃棄物発生量の推計（最大想定（震度7相当））

このケースにおける災害廃棄物の発生量は、鹿野・吉岡断層で合計1,364千トン（下表1,358千トン+6千トン）と推計される。また、災害廃棄物発生量と処理可能量をまとめた処理フローを示す。

① 撤去等廃棄物の発生量（破碎選別後の要処理量）

次表のとおり、鹿野・吉岡断層では最大1,358千トンの撤去等廃棄物の発生が予想される。

【表1-9 撤去等廃棄物の発生量（破碎選別後の要処理量）】（単位：t）

断層の名称	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土砂系	合計
倉吉南方の推定断層	426	2,767	1,561	226	4,821	576	10,377
鳥取県西部地震断層	3	19	12	2	36	4	76
雨滝・釜戸断層	3,963	28,514	14,531	2,262	44,953	5,255	99,478
鹿野・吉岡断層	53,670	396,970	196,790	31,261	609,067	70,743	1,358,531
島根県鹿島断層	0	0	0	0	1	0	1
F55断層	1,584	10,776	5,807	868	28,904	45,957	93,896
佐渡島北方沖断層	41	354	152	27	13,569	52,444	66,587

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）の基礎データ（県提供）

② 片付けごみ発生量（一部損壊の建物由来）

一部損壊の建物から発生する片付けごみの発生量は、鹿野・吉岡断層の地震で、最大約6千トンが予想される。

【表1-10 片付けごみ発生量（一部損壊の建物由来）】（単位：t）

断層の名称	瓦	コンクリートがら	石膏ボード混合物	可燃性粗大ごみ	可燃物	木くず	不燃性粗大ごみ	不燃ごみ	その他	合計
倉吉南方の推定断層	195	127	90	18	9	59	12	33	18	561
鳥取県西部地震断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨滝・釜戸断層	1,019	662	468	92	46	310	64	172	95	2,928
鹿野・吉岡断層	2,018	1,310	926	182	92	614	126	341	188	5,797
島根県鹿島断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F55断層	675	438	310	61	31	205	42	114	63	1,939
佐渡島北方沖断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）の基礎データ（県提供）

【図 1-3 地震災害の災害廃棄物処理フロー】

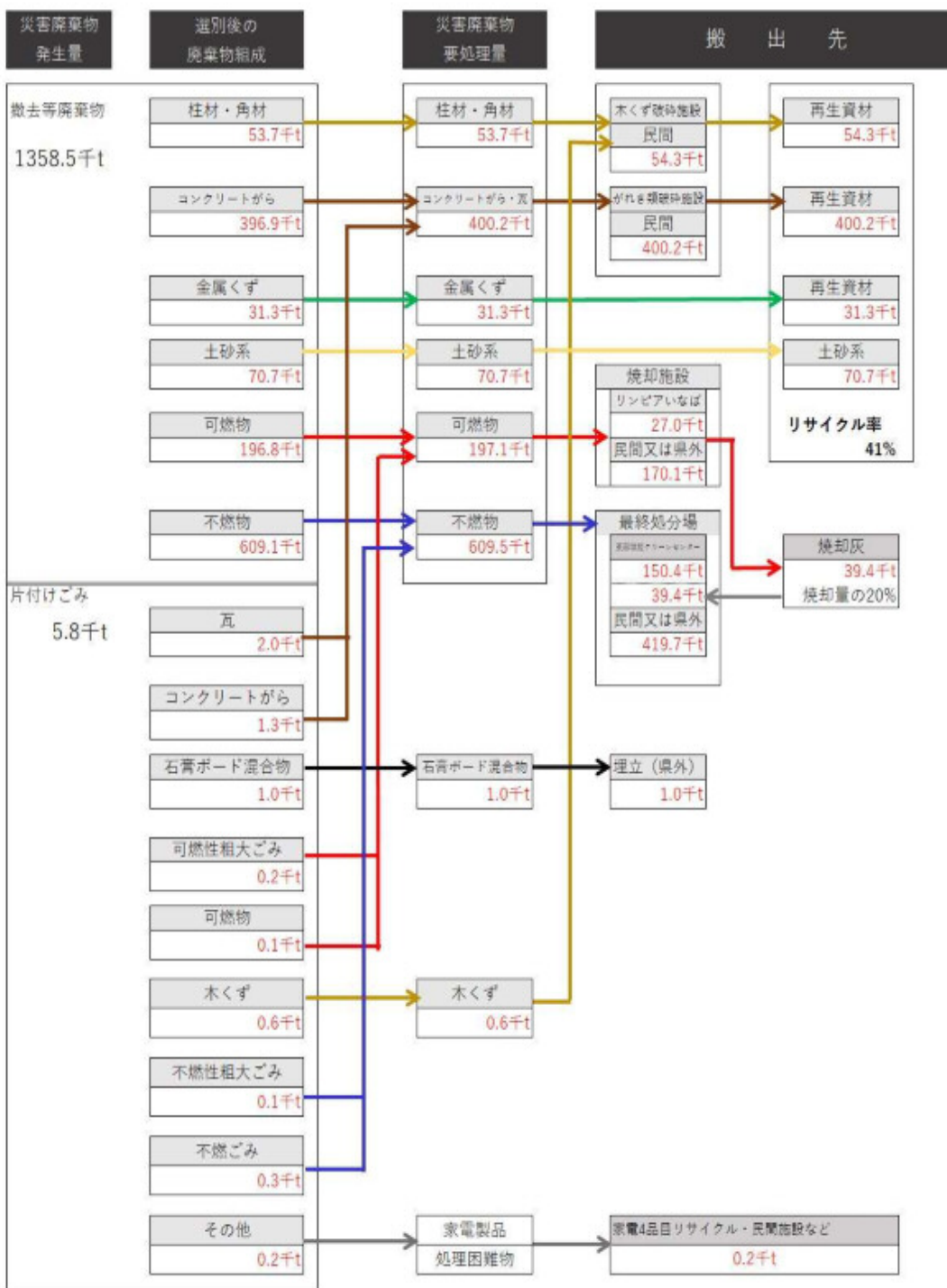
災害廃棄物処理フロー

地震災害の場合

対象災害	鹿野・吉岡断層
想定規模	最大想定 (震度7相当)
処理目標期間	3年

処理量合計	1364.3千t
-------	----------

リサイクル率	41%
自治体施設	16%
民間又は県外	43%



2 想定する水害

近年、局所的な降雨による水害が各地で発生しているが、本市では、国及び県が指定した河川の洪水浸水想定区域（水防法 昭和24年 法律第193号 第14条関係）における水害を想定するものとする。この想定は、鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）で想定された19水系のうち、7水系が本市内の洪水浸水想定区域である。このことを踏まえ、水害においても、鳥取県災害廃棄物処理計画の推計値を用いることとする。

【表 1-11 市内の洪水浸水想定区域（7水系）】

国土交通省管理分	千代川水系（千代川、新袋川、八東川、袋川）
鳥取県管理分	野坂川、大路川、塩見川、河内川、日置川・勝部川、八東川

出典：鳥取市地域防災計画（令和元年度修正版）

【図 1-4 市処理計画で想定する水害（7水系）】



出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）

（1）水害の災害廃棄物発生量の推計（千代川水系の氾濫）

想定する水害のうち、千代川水系が氾濫した場合の災害廃棄物発生量（撤去等廃棄物、片付けごみ）が最大となっており、合計285千トンの推計となった。

水害による廃棄物は、主に家屋等解体廃棄物、土砂混じりがれき類、片付けごみが排出されるが、土砂混じりがれき類、片付けごみについては、浸水が引いた発災直後から排出されることに留意する必要がある。

【表 1-12 水害の災害廃棄物発生量の推計】

水系	合計 (t)	災害廃棄物発生量 (t)			参考	
		撤去等廃棄物		片付け ごみ	建物被害数	
		家屋等解体 廃棄物	土砂混じり がれき類		床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)
千代川水系	284,862	199,404	5,697	79,761	74,942	10,395
野坂川	1,780	1,246	36	498	443	1,280
大路川	8,286	5,800	166	2,320	2,135	2,427
塩見川	215	151	4	60	56	36
河内川	730	511	15	204	192	56
日置川・勝部川	607	425	12	170	155	253
八東川	269	189	5	75	71	-
組成割合 (※)	100%	70%	2%	28%	-	-

※ 災害廃棄物発生量の合計は、鳥取県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）の推計値とした。

※ 組成割合は、平成 30 年 7 月豪雨 倉敷市災害廃棄物処理実行計画第 2 版の推計値から算出した。

(2) 災害廃棄物発生量（種類別）の推計（千代川水系の場合）

千代川水系が氾濫した場合の災害廃棄物発生量（合計 285 千トン）が膨大であるため、被災時に計画的に災害廃棄物対策を行うためには、あらかじめ処理フローを作成しておく必要がある。

処理フローは、水害（浸水被害）により発生する災害廃棄物の種類や割合について、平成 30 年 7 月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画を参考に作成し、処理目標期間 3 年とした。

【表 1-13 水害の災害廃棄物発生量（種類別）の推計（千代川水系の場合）】

種類	発生推計量 (t)	割合	備考
可燃物	22,789	8%	繊維類、紙、木、プラスチック等
木くず	31,335	11%	柱、梁、壁材、流木等
廃畳	2,849	1%	畳
不燃物	42,729	15%	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等
コンクリートがら	79,761	28%	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
瓦	37,032	13%	瓦
金属くず	4,273	1.5%	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	2,849	1%	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で災害により使用できなくなったもの
土砂混じりがれき	5,697	2%	土砂が混在したがれき類等
混合廃棄物	54,124	19%	不燃物、可燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、様々な災害廃棄物が混在したもの
処理困難物	1,424	0.5%	消火器、農薬類、ガスボンベ、蛍光管、バッテリー等
合計	284,862		

※ 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画（改訂版）を参考にした

※ 土砂混じりがれきの割合は倉敷市災害廃棄物処理実行計画 第 2 版の 2%を採用した。

【図 1-5 水害の災害廃棄物処理フロー (千代川水系の場合)】

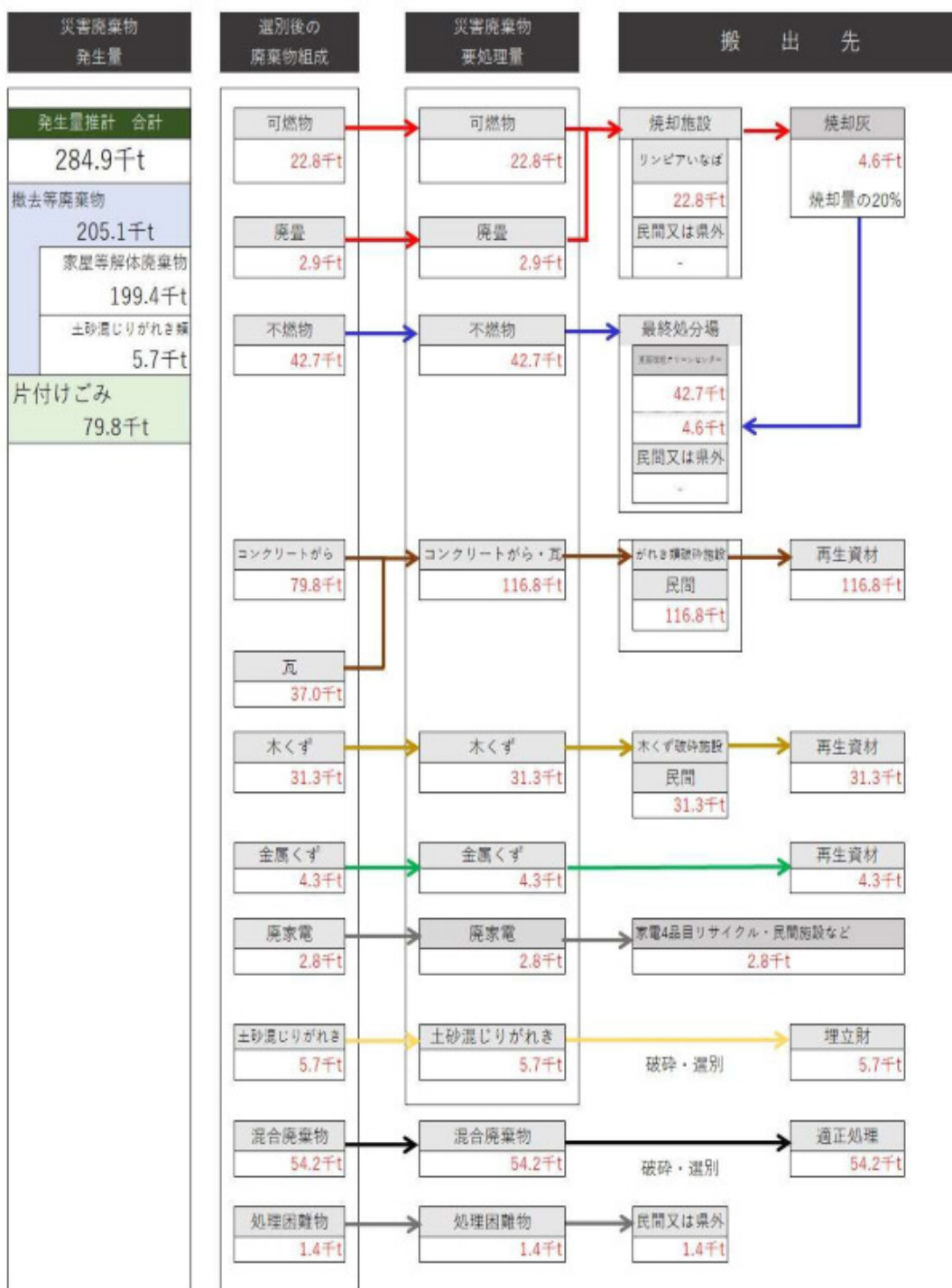
災害廃棄物処理フロー

水害の場合

対象災害	千代川水系
想定規模	氾濫
処理目標期間	3年

処理量合計	284.9千t
-------	---------

リサイクル率	54%
自治体施設	25%
民間又は県外	21%



第2部 組織体制

災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うため、平時から本市における災害廃棄物処理の庁内組織体制を定めるとともに、体制強化が必要な場合には特別体制として「災害ごみ対策本部」を設置する。また、災害廃棄物を本市のみで円滑かつ迅速に処理できない場合には、本市と応援協定を締結している団体や県を通じた広域的な連携等により応援要請を行う体制とする。

第1節 市の組織体制

1 市災害対策本部の災害廃棄物処理の業務分担

本市における災害廃棄物処理に関する業務は、鳥取市地域防災計画における「市災害対策本部・環境部・環境衛生班（環境局廃棄物対策課及び生活環境課。以下「市環境衛生班」という。）」が中心に実施するものとする。

他方、各施設等で生じた災害廃棄物の処理・撤去は、原則、管理者が災害復旧事業として実施するものとし、庁内（市災害対策本部）において想定される業務分担は次表のとおりである。

ただし、詳細については、災害規模や被災状況を踏まえ、関係部署と協議して決定する。

【表 2-1 庁内（市災害対策本部）の災害廃棄物処理・撤去等の業務分担】

業務区分		業務内容	市災害対策本部 対応部署	
総合調整		<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に関する総合調整 災害等廃棄物処理事業補助金等の申請手続 	環境部	
災害廃棄物の撤去・収集	公共施設等	道路	道路啓開に伴う障害物や廃棄物の撤去	都市整備部
		施設等	河川、公園、学校、医療施設、港湾等からの災害廃棄物の撤去	各管理部署
	民有地	片付けごみ	被災地において排出された片付けごみの収集	環境部
宅地		宅地に堆積した廃棄物や土砂、がれきの撤去（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 環境部 都市整備部 	
農地		農地や農業用施設に堆積した撤去ごみの撤去	農林水産部	
仮置場の設置及び管理運営		<ul style="list-style-type: none"> 被災地から撤去された災害廃棄物の仮置場の設置（※2） 仮置場の管理運営及び現状復旧 二次仮置場を設置する場合、一次仮置場からの災害廃棄物の移送 	環境部 （ただし、仮置場を独自設置した場合は設置部署）	
仮置場の災害廃棄物の処理		仮置場内の災害廃棄物の処理	環境部	
損壊家屋等の解体・撤去		解体が必要となった損壊家屋等の解体及び撤去（※3）	市災害対策本部、環境部、都市整備部、その他部署で対応協議・調整	

出典：広島市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）、鳥取市地域防災計画（令和3年度修正版）を元に作成

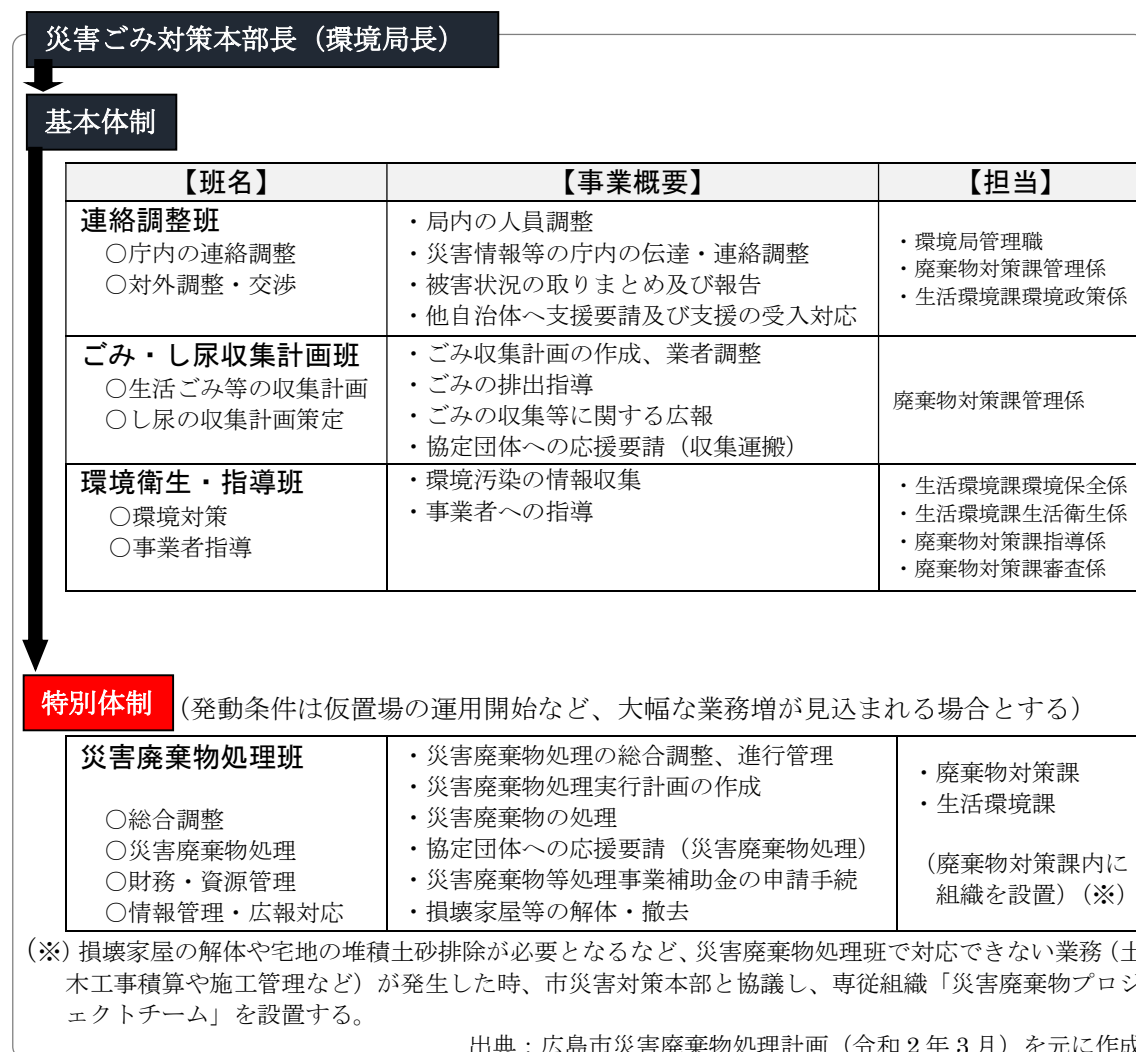
- ※1 土砂災害が発生した区域において、宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国の支援制度の活用を検討する。堆積土砂排除事業を所管する国土交通省と環境省が連携し、市町村が一括撤去できるスキームが示されているので、災害状況に応じて活用する。
参考：「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（令和2年3月 国土交通省）」
- ※2 道路や宅地、農地等からの災害廃棄物の撤去などで仮置場の設置が必要となった所属においては、各自で仮置場を設置、管理運営、復旧を行う。
- ※3 業務実施にあたっては、国・県等と適宜、相談や連絡調整を行い進める。組織体制の構築においては、損壊家屋等の解体や解体後の廃棄物の撤去に必要な知識やノウハウを有する庁内の建築系・土木系技術職員を編成する必要がある。

2 災害廃棄物対策の特別体制（災害ごみ対策本部）

市環境衛生班において、災害廃棄物対策の体制強化が特に必要であると環境局長が認めるとき（例えば、仮置場の運用開始など）には、環境局内に「災害ごみ対策本部」を設置し、「災害廃棄物処理班」を編成して体制を整えるものとする。

災害ごみ対策本部には、基本体制として「連絡調整班」、「ごみ・し尿収集計画班」、「施設担当班」、「環境対策・指導班」を置き、さらに、特別体制として「災害廃棄物処理班」を置く。なお、編成期間の目安は上限1年とする。

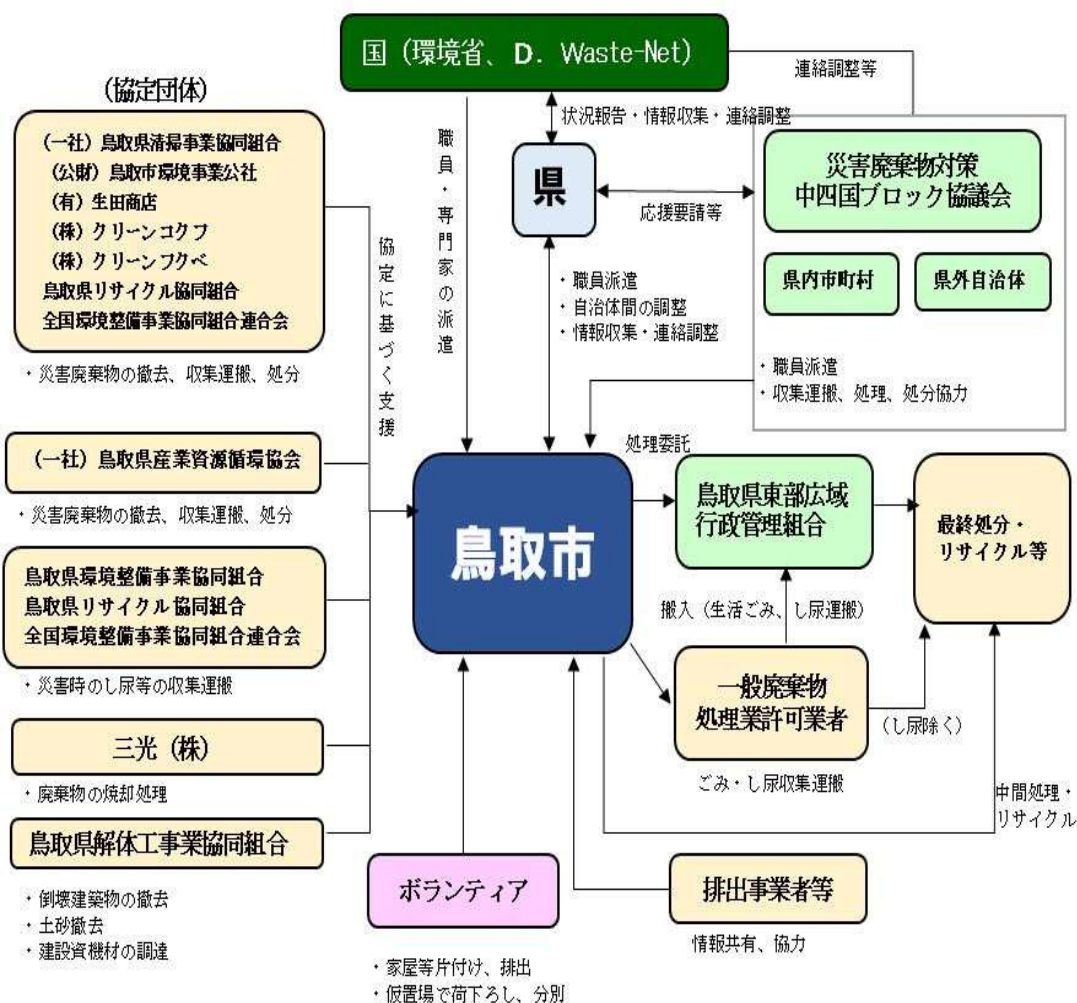
【図 2-1 災害ごみ対策本部（環境局）の組織体制イメージ】



第2節 災害廃棄物処理の広域処理体制

大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生し、本市のみで円滑かつ迅速に処理を行うことが極めて困難になると予想される。その場合には、地域を越えた広域的な協力・連携が必要であり、県や周辺自治体、国（環境省）、民間事業者（協定団体、廃棄物関係団体等）等と相互協力体制を構築していくこととする。

【図 2-2 本市における災害廃棄物処理の広域処理体制構築イメージ】



出典：平成 29 年度大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国四国地方）報告書（平成 30 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所）を元に作成

1 県との連携と支援体制

災害廃棄物の処理主体は一般廃棄物の処理責任を有している市町村であるが、県は被災市町村と各組織間の連絡調整や支援を行う重要な役割を担う。

発災時には、本市は県を通じて被害状況の報告や各団体への支援要請等を行うこととなるが、

「鳥取県災害廃棄物処理計画」や「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画」等を踏まえたうえで、本市と県との関係について体系整理しておくものとする。

【県の役割】

- 1 本市の被害状況の把握と国・県等への報告
- 2 被災時の県の組織体制等の整備
- 3 県による広域支援体制の構築
- 4 関係機関（国もしくは県の協定締結団体等）への応援・協力要請
- 5 市による処理が困難な場合における災害廃棄物処理の事務の委託
（地方自治法第 252 条の 14）

出典：大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画
（平成 30 年 3 月 災害廃棄物対策中国ブロック協議会）

県の組織体制の整備

鳥取県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）では、被害想定に応じた体制整備が計画されている。災害発生後（震度 5 強~6 弱相当以上）には、県と協定締結している業界団体と市町村等の行政機関による「災害廃棄物処理対策協議会」が県主導で設置され、県循環型社会推進課が事務局機能を担う。

また、最大想定（震度 7）発生時では、災害廃棄物処理に特化した「災害廃棄物対策チーム」が構築される。最大想定発生時では、市町村からの要請に基づき、県が災害廃棄物処理の事務を受託して行う体制が想定されている。

【表 2-2 県の災害廃棄物対策協議会及び災害廃棄物対策チーム】

被災状況	組織名称	概要
災害発生後 （震度 5 強~6 弱相当以上）	災害廃棄物処理対策協議会	県と協定締結している業界団体や市町村等の行政機関で処理体制の構築、役割分担の整理等を行う。
最大想定時 （震度 7 発生時）	災害廃棄物対策チーム	災害廃棄物処理実行計画の策定、協力団体の応援調整、災害廃棄物処理に関する契約事務、二次仮置場の運営等、災害廃棄物処理に特化した業務を行う。

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 4 月）を元に作成

2 災害廃棄物対策中国ブロック協議会

本市は中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策中国ブロック協議会（以下、「中国ブロック協議会」という）に参加し、災害廃棄物対策の情報共有を行うとともに、大規模災害時の広域連携等におけるブロック内の協力体制を構築することで大規模な災害に備えるものとする。

出典：大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画
（平成 30 年 3 月 災害廃棄物対策中国ブロック協議会）

3 国の支援

国は自治体、事業者及び専門家等関係者の連携体制整備を図るため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を運営し、大規模災害時の災害廃棄物処理の支援を行う。

第3節 民間事業者等との連携（応援協定、ボランティア）

災害廃棄物を迅速に処理するためには、民間事業者等との連携が重要であり、民間事業者等との応援協定やボランティアの支援を受けるための体制整備を図る。

1 民間事業者等との災害廃棄物処理の応援協定

本市と災害廃棄物に関する応援協定を締結している民間事業者等は以下のとおり。

【表 2-3 災害廃棄物処理関係の応援協定一覧（民間事業者等）】

協定名	支援内容	締結団体	締結年月
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集運搬	(一社) 鳥取県清掃事業協同組合 (因幡環境整備㈱、㈱キョウエイほか) (県と協定有り)	H27.7
		(公財) 鳥取市環境事業公社 (有) 生田商店 (株) クリーンコクフ (株) クリーンフクベ	
	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集運搬 災害廃棄物の処分 (重機等調達可能) 	(一社) 鳥取県産業資源循環協会 (県と協定有り)	H27.7
大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の撤去、収集運搬 災害時のし尿等の収集運搬 	全国環境整備事業協同組合連合会 鳥取県リサイクル協同組合 (県と協定有り)	R2.6
		鳥取県環境整備事業協同組合 ((公財) 鳥取市環境事業公社、 因幡環境整備㈱、㈱キョウエイほか) (県と協定有り)	H28.9
緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定	廃棄物処理 (可燃物焼却処分)	三光 (株)	R2.6
災害時における応急対策業務等に関する基本協定	<ul style="list-style-type: none"> 障害物の撤去 技術者の派遣 災害情報の連絡 廃棄物の撤去、収集運搬 	鳥取県解体工事業協同組合 (県と協定有り)	H29.4

※ 協定に基づく支援業務の費用負担は原則、有償とする。ただし、業務期間や協定相手先との協議等により無償になる場合がある。

2 ボランティア団体との連携

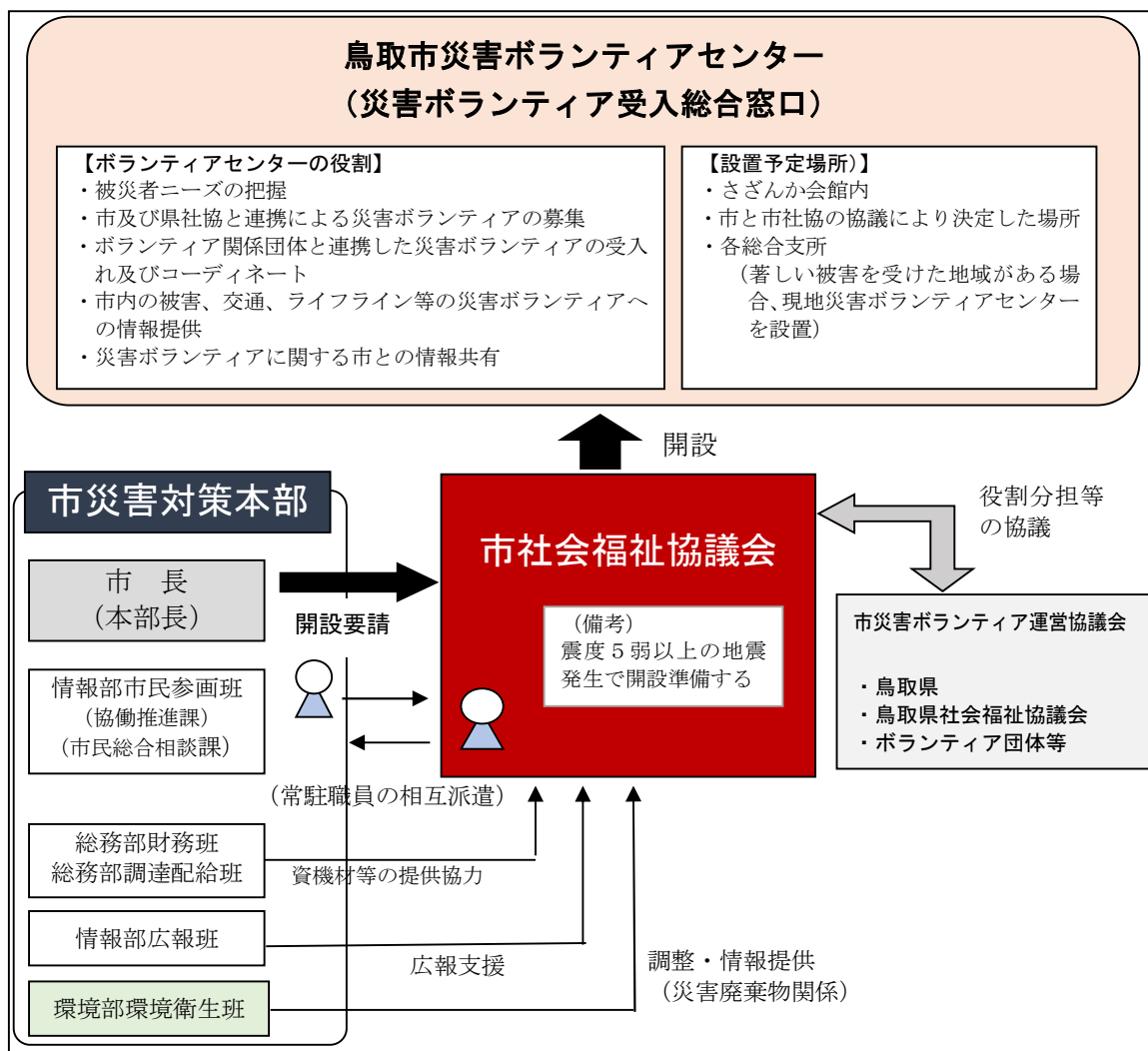
近年の大規模災害では、ボランティアによる救援活動が被災地の災害廃棄物処理においても大きな力となった。その活動内容としては、民有地や周辺道路等に堆積した土砂等の撤去作業から始まり、被災家屋の災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、被災現場から出た貴重品や思い出の品等の整理・清掃等である。

本市の災害廃棄物処理体制においても、ボランティアによる支援活動は必要であり、特に災害時にはボランティア団体と効果的な連携を図れるよう体制整備を行う。

鳥取市災害ボランティアセンターの設置

鳥取市地域防災計画（令和元年度修正）では、本市の災害ボランティア受け入れの総合窓口として「鳥取市災害ボランティアセンター」の設置が計画されている。本市災害ボランティアセンターの関連図を次のとおり示す。

【図 2-3 鳥取市災害ボランティアセンターの関連図】



出典：鳥取市地域防災計画（令和3年度修正）を元に作成

第4節 応援要請

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、収集運搬や仮置場の管理・運営、発注手続き及び補助金対応等の事務作業を行う人員等、多くの人的・物的資源が必要となる。

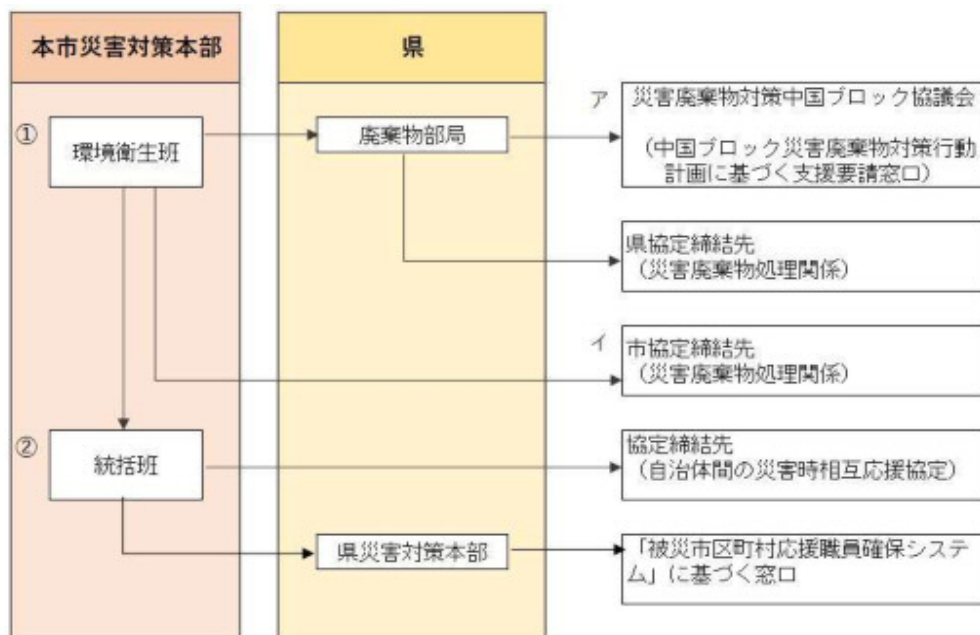
本市でこれらの人的・物的資源が不足する場合には、他都道府県や市町村、収集運搬支援団体から支援を受けて確保すること（受援）が必要となる。そのため、以下では受援に向けて本市が事前に準備しておく事項や、受援時に実施すべき事項を整理する。

応援要請の流れ

本市からの応援要請は、「① 災害対策本部環境衛生班から直接行う場合」と「② 災害対策本部統括部統括班から行う場合」の2つに大別できる。

なお、協力要請は市長（本部長）が行うものとする。

【図 2-4 応援要請の流れ】



出典：災害廃棄物対策指針【技 8-3】（平成 31 年 4 月 環境省）

【備考】 応援自治体の費用負担について（市危機管理課への報告）

他自治体が応援に要した費用負担については、原則、被災市の負担であり、市災害対策本部統括班（危機管理課）が関連事務を行うため、支援を受ける際は必ず報告を行う。

- ・ 応援自治体が支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災市（本市）の負担とする。
- ・ 応援を受けた被災市から要請があった場合には、応援した自治体は当該経費を一時繰替支弁する（[関係法令] 災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同法施行令第 17 条、第 18 条又は 19 条）。

出典：鳥取市地域防災計画（令和 3 年度修正）

第3部 初動対応

第1節 全般的事項

災害発生後の初動期は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかとなっていない時期である。

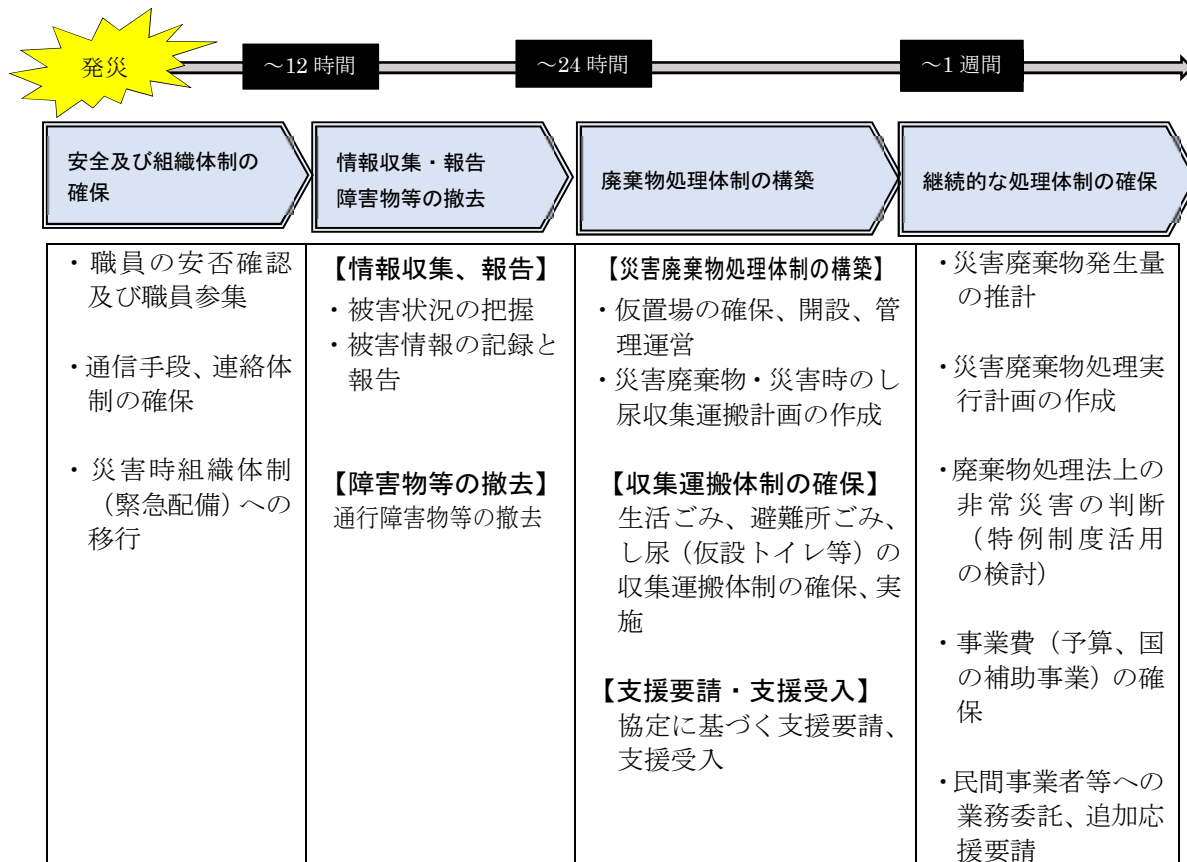
災害発生直後は、被害状況を的確に把握するとともに、必要な人員を確保しながら組織体制を整備し、災害廃棄物の撤去、処理等を早急に行う必要があるが、緊急性の高い作業から計画的・総合的に業務実施を行う。

初動対応の概要

災害初動期において、災害廃棄物処理体制を円滑かつ迅速に構築するため、初動対応時に主に行うべき業務の流れを下記のとおり示す。

また、次ページには発災2週間後までの初動対応スケジュールを示す。

【図 3-1 災害廃棄物処理の初動対応の流れ】



出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き 第1版（令和2年2月 環境省）」を元に作成

(1) 初動対応スケジュール (災害初動期から2週間後まで)

【図 3-2 初動対応スケジュール概要】

業務区分	発災～12時間後	24時間後	3日後	1週間後	2週間後
安全及び組織体制の確保	職員の安否及び参集状況の確認				
	通信手段、連絡体制の確保				
	災害時組織体制の移行				
情報収集・報告	被害状況の把握 (廃棄物処理施設の被害情報、道路情報、建物被害棟数など)				
		被害状況の記録と報告			
障害物等の撤去	通行障害物等の優先撤去 (関係部署との連携)				
災害廃棄物処理体制の構築	仮置場の確保				
		仮置場受入に関する連絡調整			
			仮置場の開設、管理運営		
				積集家屋の解体・撤去	
収集運搬体制の確保			片付けごみの収集運搬		
			災害時のし尿 (家屋便槽に流入した汚水など) の汲み取り、収集運搬		
			生活ごみの収集運搬		
			避難所ごみの収集運搬		
			仮設トイレのし尿収集運搬		
支援要請・受入	必要な支援の整理				
			協定に基づく協力・支援要請		
				受援体制の確立	
住民等への広報	広報の実施 (分別方法、仮置場開設情報など)				
相談窓口の設置	問い合わせ対応、相談窓口の設置				
継続的な処理体制の確保				災害廃棄物発生量の推計	
				災害廃棄物処理実行計画の作成	
				非常災害 (廃棄物処理法) の判断	
				事業費の確保、国の補助事業の活用	

出典：災害廃棄物対策指針 (平成 30 年 3 月 環境省) を元で作成

（2）災害廃棄物処理のタイムライン

災害廃棄物処理は膨大な業務となるため、災害初動期から発災3年後までのタイムライン及び業務の例を「本市処理計画 詳細版 第3部 初動対応」に示した。これを元に災害廃棄物処理のスケジュール管理を行い、状況に応じた業務を実施するものとする。

第2節（発災～24時間）情報収集・報告、障害物等の撤去

1 被害状況の把握

環境衛生班は、鳥取市災害情報共有システムや現場確認等で下記の情報を収集し、被害状況の把握を早急に行うこととする。

【表3-1 情報収集の項目と確認方法】

被害状況に関する情報			
区分	情報収集項目	確認方法	県へ報告
市全体の被害情報	道路情報（通行止めなど）	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市災害情報共有システム 市災害対策本部 県ホームページ 国土交通省ホームページなど 	—
	災害発生箇所 （浸水被害の範囲、土砂災害の発生箇所）		
	建物被害棟数 （全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）		
	ライフラインの被害状況 （上下水道など）		
避難所・避難者数	避難所の開設場所、避難者数		
	仮設トイレの設置状況		

廃棄物処理に関する情報			
区分	情報収集項目	確認方法	県へ報告
廃棄物処理施設の被災状況	施設被害状況・復旧見通し	環境衛生班 （電話や現場確認など）	要
収集運搬体制の状況	ごみ収集運搬車両・人員などの状況 （一般廃棄物収集運搬委託業者及び許可業者）		—
災害廃棄物の発生状況	災害廃棄物の排出状況 災害廃棄物の発生量見込み		要
災害時のし尿（水没した家屋便槽等）発生状況	災害時のし尿発生状況 し尿処理許可業者の状況聴き取り、対応依頼		要
仮置場の検討、開設状況	仮置場の設置計画、開設場所、規模、受入状況など	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生班 総合支所など 	要

2 被害状況の記録と報告

(1) 被害状況の記録

① 情報の整理、記録

災害発生後は、次の手段で情報整理、情報共有を行うものとする。

- ・鳥取市災害情報共有システムの情報登録、活用（全庁）
- ・市民からの問い合わせ内容の一元管理（環境衛生班）
- ・ホワイトボードでの情報共有（環境衛生班） など

② 写真の撮影、記録

環境衛生班は記録用紙やカメラを用意し、状況を客観的かつ克明に把握できるよう、写真を行い、国の災害等廃棄物処理事業に用いる災害報告書の作成、及び災害査定対応に必要な資料として備える。

【表 3-2 被害状況の写真撮影・記録の一例】

記録の対象	記録する事項
被災した建物の状況	家屋の倒壊状況、浸水状況など
被災した廃棄物処理施設	被害を受けた箇所など
災害廃棄物の状況	発生状況、仮置場の状況など
し尿処理の状況	浸水した家屋便槽の状況、収集運搬の実施状況
避難所ごみの状況	排出状況、収集運搬状況など

(2) 被害状況の報告

廃棄物処理に係る被害状況については、随時、本市災害情報共有システムへの入力及び市災害対策本部へ報告を行う。

県に対しては、市環境衛生班が廃棄物処理施設等の被害状況をメールで報告する。また、国に対しては県経由で報告を行う。

3 障害物等の撤去

災害廃棄物処理を迅速に行うためには、その妨げとなる障害物等の撤去を行い、収集運搬ルートを確認することが必要である。

交通しや断等の障害物は、本市地域防災計画（第3部 災害応急対策計画）に則って、障害物の撤去業務（市災害対策本部 都市整備部 道路河川班）を行う。

また、国に対しては、本市の被害状況に応じて、県を通して応援要請を行うものとする。

【表3-3 障害物等の撤去に係る連携先・実施方法】

項目	連携先	実施方法の参考文献
障害物の撤去	市災害対策本部 都市整備部 道路河川班	鳥取市地域防災計画 (令和元年度修正 鳥取市)
膨大な災害廃棄物の撤去支援	防衛省 環境省	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル (令和2年8月 環境省・防衛省)
土砂・がれき撤去	国土交通省 環境省など	宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド (令和2年3月 国土交通省)

第3節（発災 24 時間～）廃棄物処理体制の構築

1 災害廃棄物処理体制の構築

片付けごみ等の災害廃棄物は発災直後から排出され、特に水害の場合は発災翌日から排出される。そのため、被災地からの早期撤去、仮置場の設置など迅速に災害廃棄物処理を行う。

【図3-3 災害廃棄物処理の流れ】



出典：災害廃棄物に関する研修ガイドブック（平成29年3月 国立研究開発法人 国立環境研究所）
：災害廃棄物対策指針【技18-1】（平成31年4月改定 環境省）

（1）仮置場の確保、開設、管理運営の開始

多量の災害廃棄物を処理するために、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員を確保し、災害廃棄物の排出方法を決定する。それらの準備が整った後に仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

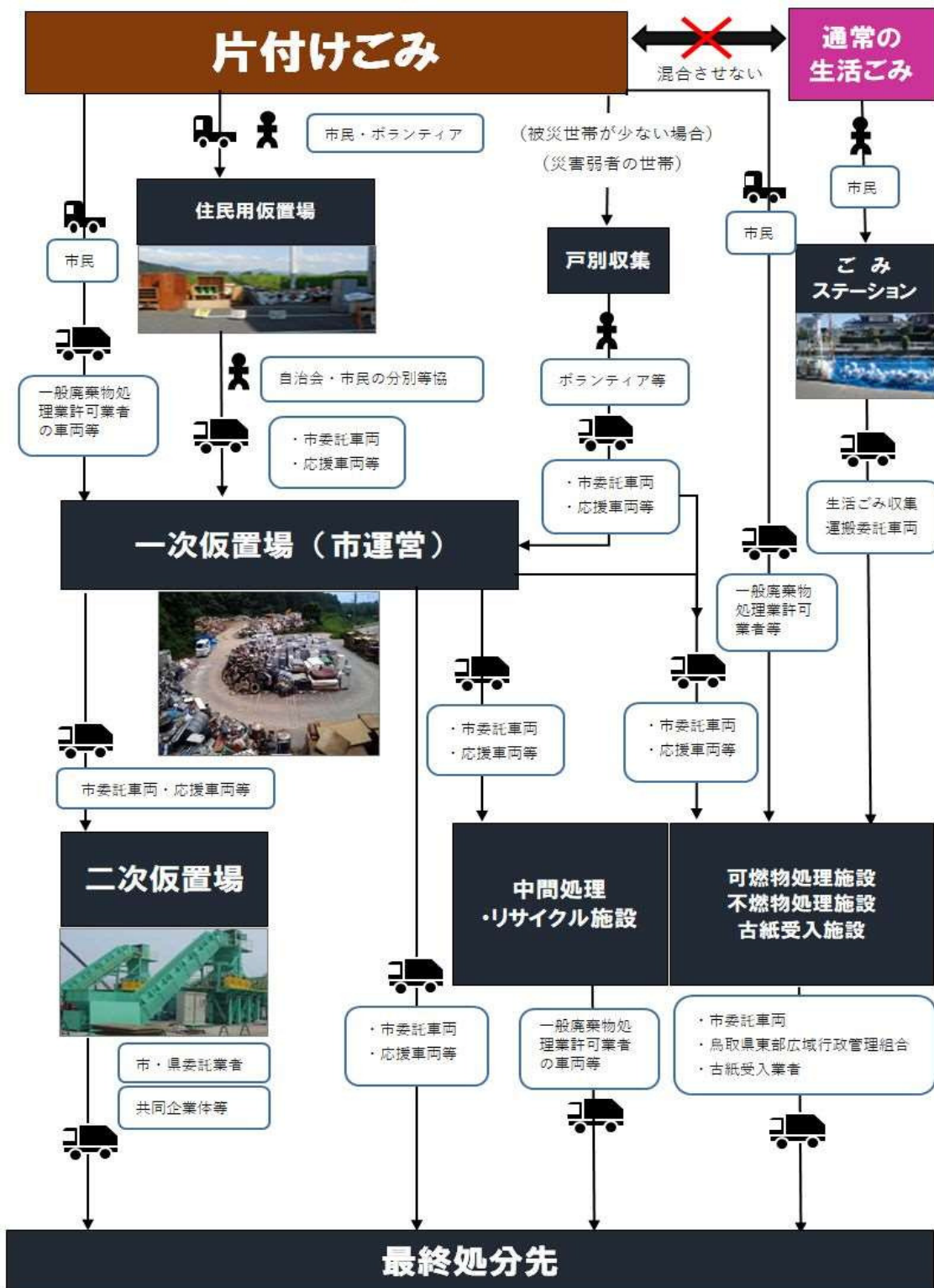
並行して、仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知する。

なお、仮置場の運用方法については、「本市処理計画 詳細版 第4部 仮置場関係編」に定めるものとする。

（2）災害廃棄物の収集運搬体制

災害廃棄物のうち、片付けごみの収集運搬体制は次のフロー図を参考にして構築を行う。生活ごみなど、片付けごみ以外の廃棄物の収集運搬体制については、「本市処理計画 詳細版 第3部 初動対応」に示す。なお、各仮置場の定義については「本市処理計画 詳細版 第4部 仮置場関係編」に示す。

【図3-4 災害廃棄物（片付けごみ）の収集運搬フロー】



※ 市委託車両は、協定締結団体等の応援を含め、市が委託する車両全般を指す。

(3) 災害時のし尿処理の対応方針

くみ取り便所の便槽は床下浸水程度の被害でも雨水・土砂等の流入や水没することがあり、環境衛生上、迅速な対応が必要である。

そのため、本市は、災害により家屋便槽に流入した汚水(浄化槽は除く)については、床下、床上浸水を問わず、本市し尿収集運搬業許可業者、又は協定締結団体(鳥取県環境整備事業協同組合、鳥取県リサイクル協同組合、全国環境整備事業協同組合連合会)に処理委託し、災害時のし尿処理として実施することとする。

また、市が設置した避難所等の組み立てトイレ、仮設トイレ等から生じたし尿については、市災害対策本部 環境衛生班が本市し尿収集運搬業許可業者などに処理委託を行う。

し尿関係の災害等廃棄物処理事業費(国の補助金)について

災害により家屋便槽に流入した汚水のくみ取りについては、便槽容量の2分の1が国の災害等廃棄物処理事業費の補助対象である。また、その他の補助対象として、避難所の仮設トイレ等のし尿のくみ取り費用も該当であり、国の災害等廃棄物処理事業費を活用する。

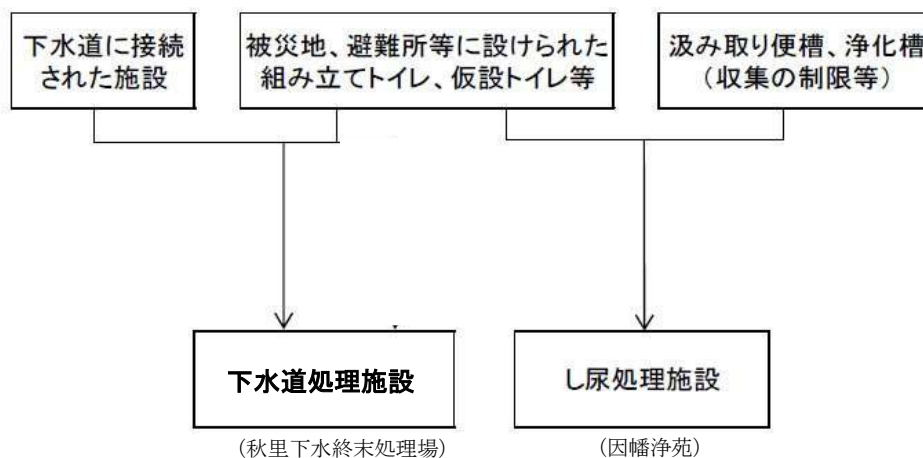
他方、被災した個人用の浄化槽の汚水(汚泥)の抜き取りは、国の災害等廃棄物処理事業費の補助対象外であり、原則、その所有者が処理を行うものとする。

災害時のし尿処分先について

災害時のし尿は、平時のし尿処理施設である因幡浄苑で処分するものとする。ただし、受入が困難な場合は、鳥取県東部広域行政管理組合と協議し、他の処理施設での受入調整を行うものとする。

発災後、下水道等のインフラ被害により下水道接続ができない場合には、被災地や避難所等に「組み立てトイレ」や「仮設トイレ」等を設置し、し尿や生活排水対策を講じるものとする。

【図 3-5 災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フロー】



出典：災害廃棄物対策指針【技 24-18】(平成 31 年 4 月改定 環境省)

2 協定に基づく応援要請・受入

災害廃棄物処理に係る業務は、収集運搬や仮置場の管理・運営、発注手続き及び補助金対応等の事務作業を行う人員等、多くの人的・物的資源が必要となるが、本市単独での対応が困難である場合、応援要請が必要になる。その場合、次のとおり応援要請・受入の手順を定めるものとする。

応援要請・受入の手順

- (1) 応援要請ルート及び協定における支援内容の確認
- (2) 支援が必要な業務の整理
- (3) 応援要請の実施
- (4) 受入体制の整備

(1) 支援が必要な業務の整理

災害時における支援が必要と想定される主な業務は、次の3つである。

【表3-4 支援が必要とされる主な業務】

	支援が必要な業務	概要
①	収集運搬に係る人的・物的支援 (生活ごみ、避難所ごみ、し尿、片付けごみ)	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集・運搬車等の機材の支援を要請する。
②	仮置場（災害廃棄物）の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては重機等の機材の支援を要請する。
③	災害廃棄物処理に係る事務支援 (災害廃棄物処理実行計画の策定、災害等廃棄物処理事業補助金申請事務など)	災害廃棄物処理経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する。

出典：災害廃棄物対策指針【技8-3】（平成31年4月改定 環境省）

(2) 応援要請の実施

応援要請は、「本市処理計画 詳細版 第2部 組織体制及び広域処理体制 第3節 応援要請」に基づき実施するものとする。

なお、応援要請にあたっては、市環境衛生班は要請内容を市災害対策本部に報告する。応援要請後は県に報告を行い、災害廃棄物処理の情報共有を図るものとする。

(3) 受入体制の整備

支援者の受入体制として、可能なかぎり、執務環境や待機・休憩場所、駐車場の確保等を行う。また、支援者間における定例ミーティングを開催できる環境を提供する。

また、その場合、支援者と連絡調整を行う担当者を配し、支援者との連絡体制を構築するものとする。

3 住民等への広報、相談窓口の設置

住民等（住民、災害ボランティア、事業者等）への広報は、その内容を次のとおり整理した。これらについて、様々な広報手段（チラシ配布、市公式ウェブサイト、テレビ・ラジオの活用など）により実施するものとする。

【表 3-5 広報内容の整理】

広報時期	主な広報内容	項目など
初動期 (発災後 ～1週間)	生活ごみ、し尿の収集情報	収集日の変更、中止、再開などの情報
	災害廃棄物（片付けごみ等）に関する情報	・排出方法（分別ルールなど） ・排出場所（仮置場の設置、戸別収集の有無等） ・収集情報（収集開始時期など）
	仮置場に関する情報（※）	・仮置場の予定期間 ・仮置場の場所及び場内図、搬入可能時間 ・分別ルール ・持込み方法、持込みの際の留意事項等
	家電リサイクル法対象4品目の取扱い	家電リサイクル法対象4品目の取扱い (仮置場での受入可否など)
	有害廃棄物・危険物の取扱い	家庭用ガスボンベ、フロン類含有廃棄物等を取り扱う際の留意事項、排出方法等
	事業系廃棄物の取扱い	排出方法、処理方法等
	禁止事項	・ごみステーションや路上の多量堆積の禁止 (特に腐敗性廃棄物) ・便乗ごみの排出禁止 ・不法投棄、野焼き等の禁止
	問い合わせ窓口	市の問い合わせ窓口、ボランティアの支援窓口
	避難所ごみ、仮設トイレの情報	排出又は利用方法、収集情報など
～3週間程度	災害廃棄物（がれき混じり土砂等）の撤去	実施時期、申請方法、申請窓口など
	損壊家屋の公費解体・撤去 (市が実施する場合)	実施時期、申請方法、申請窓口など、費用の償還方法
	廃自動車等の確認 (主に、通行障害や市有地に放置されているもの)	所有者確認、保管場所、保管期間、返還手続き等
	災害廃棄物処理の計画	処理工程、災害廃棄物処理実行計画
～3か月程度	災害廃棄物処理の進捗状況	
～3年程度	思い出の品の返却方法	保管・引渡しに関する情報
	災害廃棄物処理の完了	仮置場の閉鎖など

※は、「本市処理計画 本編 第4部 仮置場関係編 第2節 仮置場の設置 表4-4」参照

災害対策本部との連携と報告

広報・周知にあたっては、市災害対策本部の情報部と連携することとし、市災害対策本部及び情報部に報告を行うこととする。

相談窓口の設置

災害時には様々な問い合わせが集中することが想定されるため、早急に本市コールセンターの活用や専用窓口を設置するなどの対応を行うこととする。特に、宅地がれき等の撤去や損壊家屋の公費解体を行う場合には、相談専用ダイヤルを開設するものとする。

第4節（発災後1週間～）継続的な処理体制の確保

1 災害廃棄物発生量の推計方法

発災後の災害廃棄物発生量は、市災害対策本部から出される被害情報（建物被害棟数）に標準的な発生原単位を乗じることで推計する。

■災害廃棄物発生量の推計式

$$\text{災害廃棄物発生量} = \text{建物被害棟数} \times \text{発生原単位}$$

【発生原単位について】

標準的な発生原単位は、「災害廃棄物対策指針 技14-2（平成31年4月改定 環境省）」で示されている数値を採用する。

	建物全壊	建物半壊	床上浸水	床下浸水
発生原単位	117 t/棟	23 t/棟	4.6 t/世帯（※）	0.62 t/世帯（※）

※床上浸水、床下浸水は、便宜上、被害世帯を1棟と換算することとする。

出典：災害廃棄物対策指針【技14-2】（平成31年4月改定 環境省）

2 推計した発生量の見直し

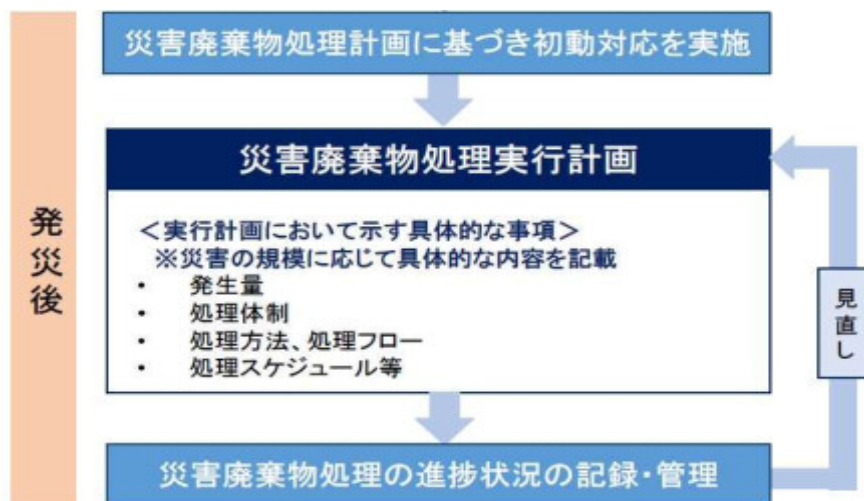
発災直後の段階では、災害の範囲や被害情報が十分でないため、被害情報や現場から得られる最新情報等に基づき、適宜、推計値の見直しを行う。

3 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災後、本市は災害廃棄物処理実行計画を作成する。これは、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための具体的な内容（災害廃棄物の発生量、処理体制など）を整理するものである。

また、作成した災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、適宜見直しを行うものとする。

【図3-6 災害廃棄物処理実行計画の手順イメージ】



出典：災害廃棄物対策指針 本編（平成30年3月改定 環境省）

第5節 廃棄物処理法上の非常災害の判断

1 廃棄物処理法の特例制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）では、非常災害時における廃棄物処理施設の設置に係る手続の簡素化や収集運搬、処分委託の基準緩和等の特例制度が設けられているが、これらの特例は「非常災害」に該当する場合に限り活用できる。

本市は、発生した災害廃棄物が平時における廃棄物処理体制では対応できないなど、生活環境の保全、公衆衛生の確保に大きく支障が生じる場合には、「廃棄物処理法上の非常災害」に該当性判断を行った後に、廃棄物処理法の特例制度を活用することにより災害廃棄物を適切かつ迅速に処理を行うものとする。

【表 3-6 廃棄物処理法の特例制度】

該当の法令	項目
廃棄物処理法第9条の3の2（※）	市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出
廃棄物処理法第9条の3の3（※）	市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の届出
廃棄物処理法第15条の2の5第2項	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出
廃棄物処理法施行令第4条第3号、施行規則第2条第1号及び第2条の3第1号	一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託

（※）廃棄物処理法第9条の3の2、廃棄物処理法第9条の3の3の特例制度を適用する場合には、市条例の規定に基づき生活環境影響評価調査結果の縦覧が必要である。

→ 鳥取市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（鳥取市条例第42号 令和2年9月25日公布）

2 廃棄物処理法上の非常災害の該当性判断基準

「廃棄物処理法上の非常災害」とは、主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

個々の災害が「廃棄物処理法上の非常災害」に該当するかについては、次の①～③の基準に全て該当する場合に市災害対策本部・環境衛生班が非常災害であるかを判断し、市災害対策本部長（市長）が決定することとする。

- ① 国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業）の気象要件に該当する災害であること
- ② 災害による被害が、予防又は防止し難い程度に大きいものであること
- ③ 災害廃棄物の質及び量が、平時に本市が処理している家庭ごみやし尿、事業系一般廃棄物とは異なっており、平時の廃棄物処理体制では対応できないものであること

国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業）の気象要件に該当する災害であること

国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業）で対象となる「災害」とは、降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱われるものである。

【表 3-7 国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業の気象要件）】

降雨	最大24時間雨量が80mm以上によるもの	地震	震度による基準はなく、被害状況による
暴風	最大風速（10分間の平均風速）が15m/sec以上によるもの	積雪	過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上
高潮	最大風速15msec以上の暴風によるもの	その他	異常な天候現象によるもの
備考	上記に該当し、災害廃棄物処理事業費の対象となる事業規模（40万円）以上であること。		

出典：災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領（令和2年7月改定 環境省）、災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月改訂 環境省）

第6節 国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業など）の活用

大規模災害による災害廃棄物の処理費用や被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する費用は、被災市町村の財政能力を超えるほど莫大なものである。これに対する国の財政支援として、環境省が国庫補助事業（災害等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設災害復旧事業）の制度を設けている。本市は国庫補助金の活用を見据え、発災直後からこれらの申請準備を行うものとする。また、申請方法などについては、「災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月改訂環境省）」で確認することとする。

1 災害等廃棄物処理事業に係る初動対応

本市は、発災直後から県を通して国（環境省中国四国地方環境事務所）と災害等廃棄物処理事業補助金の活用の協議・調整を図るものとする。

国庫補助事業のうち、災害等廃棄物処理事業の申請では、被害報告、記録写真、資料作成が必要になるため、本市は発災初動期からこれらの準備を行うものとする。

2 その他関連する国庫補助事業（国土交通省所管分など）

昨今の豪雨災害等では、河川の氾濫による浸水被害、斜面の土砂崩れなどにより、大量の土砂を含んだ混合廃棄物や倒壊建物の解体廃棄物が発生し、被害が広範囲に及んだ。

その結果、関連する国庫補助事業として、国土交通省所管の堆積土砂排除事業（土砂混じりがれきの処理など）との連携や公共土木施設災害復旧事業等の活用が図られた。

これらの情報を整理し、必要に応じて関係部署と連携を図るものとする。

【表3-8 その他関連する国庫補助事業（国土交通省など）】

所管省庁	事業名	補助率	対象事業
国土交通省	公共土木施設災害復旧事業	2/3	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、ダム、下水道、公園の復旧事業
	堆積土砂排除事業	1/2	市町村の市街地における堆積土砂を排除する事業
	都市施設災害復旧事業	1/2	街路、都市排水施設等の復旧事業
農林水産省	農林水産業施設災害復旧事業	1/2～	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業

出典：広島市災害廃棄物処理計画（令和2年3月 広島市）

第7節 土砂・がれきの撤去（堆積土砂排除事業）

洪水被害や土砂災害では、土砂や流木、がれきが一度に大量に発生し、被災地に土砂やがれきが堆積する。そのうち、「流木混じり土砂」は廃棄物ではないため、公共土木施設災害復旧事業や堆積土砂排除事業（国土交通省）として、土木部局や農林部局が対応にあたるが、一方で、宅地内に堆積したがれき（建物損壊等で発生した廃棄物）は、生活環境保全上の支障が生じ、民有地所有者との間で事務委任の手続きがなされている場合には災害等廃棄物処理事業（環境省）での対応となる。

【宅地内の堆積土砂等の撤去に係る国の支援事業】

土砂・流木（自然由来で発生したもの）の撤去	→	国土交通省 堆積土砂排除事業
がれき（建物損壊等で発生した廃棄物）の撤去	→	環境省 災害等廃棄物処理事業

堆積した土砂と廃棄物の一括撤去（国土交通省と環境省の連携）

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風19号）の災害時には、堆積土砂を早期に撤去するため、国土交通省（堆積土砂排除事業）と環境省（災害等廃棄物処理事業）の連携が図られ、土砂・流木・がれきの一括撤去を可能とした。

これは、災害により宅地に土砂とがれきが混合状態となって堆積している状況で、堆積土砂排除事業の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業対象のがれきに分別することなく、まずは、土砂・がれきを一括で撤去し、事後、重量に応じて費用を案分したうえでそれぞれ補助申請することができるものである。

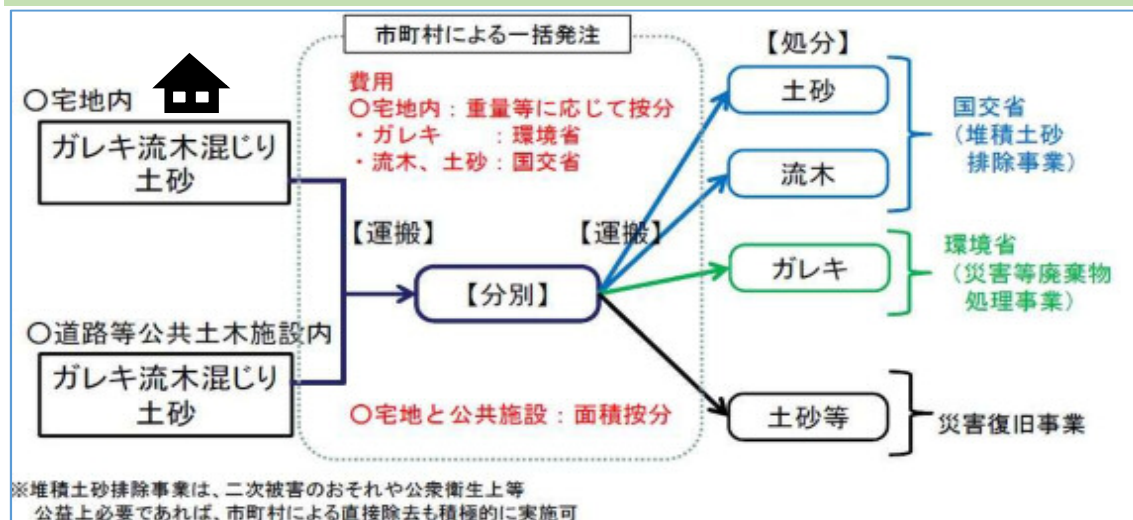
このような事例を踏まえ、本市で災害が発生した場合は、「その排除事業が国の連携事業になり、一括撤去が可能かどうか」を環境省に確認を行うものとする。

また、連携事業となる場合には、市災害対策本部及び同・都市整備部などと連携・調整を図り、撤去事業を実施するものとする。



出典：宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド
(令和2年3月 国土交通省)

【図3-7 宅地内の堆積土砂等の撤去に係るイメージ図(国土交通省と環境省の連携後)】



出典：宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド (令和2年3月 国土交通省)

第4部 仮置場関係

第1節 仮置場の分類と選定

1 仮置場の分類

仮置場とは、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置するものである。

本市が定義する仮置場は、災害廃棄物処理のために本市が指定する場所とし、鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）の中で規定している「住民用仮置場」、「一次仮置場」、「二次仮置場」とする。

また、住民が自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の仮置場（市が指定していない）が自然発生し、災害廃棄物の混廃化や環境衛生の悪化等を招くことが過去の災害で確認されており、そのような住民用仮置場を「勝手仮置場」と呼称することにする。

【表 4-1 仮置場の種類と用途】

住民用仮置場	被災した住民が片付けごみ等を自己搬入する仮置場。発災後速やかに、被災地に近い公有地等に本市が設置し、数か月間に限定して受け入れる
一次仮置場	被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、粗選別や、二次仮置場での処理を行うまでの間の保管等を行う
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等の受入先に搬入するための破碎・選別や保管を行う
勝手仮置場	勝手に廃棄されている、場所が把握できていない、管理人員がいない、火災の発生等の危険があるなど、問題が認識されている仮置場の呼称

出典：「鳥取県災害廃棄物処理計画（平成30年4月）」及び「平成30年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書（平成31年3月 環境省中国四国地方環境事務所）」

【一次仮置場の例】



一次仮置場
（福岡県朝倉市甘木仮置場）

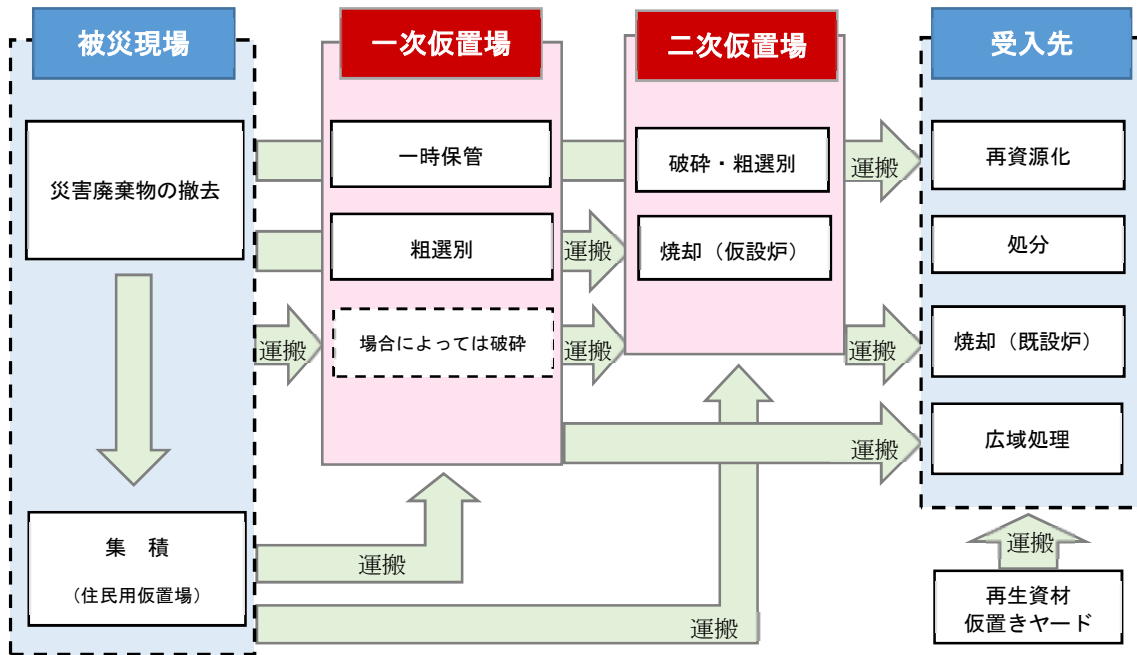


重機による粗選別
（岩手県宮古市宮古運動公園）

2 仮置場の機能

仮置場に係る災害廃棄物処理の流れを以下のとおり示す。これは、被災現場から受入先まで各現場で行うべき処理工程を示したものである。また、各仮置場に求める機能については、主に災害廃棄物対策指針【技 18-1】（平成 31 年 4 月 環境省）で示されている考え方を適用することとする。

【図 4-1 災害廃棄物の流れ】



※ 被災現場においては、住民用仮置場を指定して災害廃棄物を集積する場合もある。

※ 再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

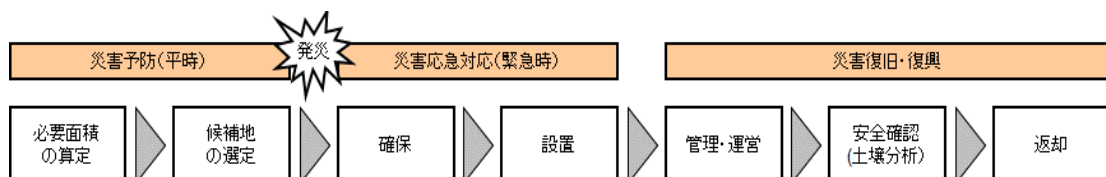
出典：災害廃棄物対策指針【技 18-1】（平成 31 年 4 月 環境省）

3 仮置場の選定

(1) 仮置場の検討フロー

仮置場の運用については、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月 環境省）で示されている「仮置場の検討フロー（例）」に沿って計画的に実施するものとする。

【図 4-2 仮置場の検討フロー（例）】



出典：災害廃棄物対策指針 本編（平成 30 年 3 月 環境省）

(2) 仮置場の必要面積

本市で想定する災害で必要となる仮置場の面積は、「鳥取県災害廃棄物処理計画(平成30年4月)」で示された一次仮置場の必要面積を用いるものとする。

① 一次仮置場の必要面積

【表 4-2 一次仮置場の必要面積】

(単位: ha) 参考: 1ha=10,000 m²

災害の種類	断層の名称	必要面積		
		最大想定	1 ランク下 (震度 6 強相当)	2 ランク下 (震度 5 強 ~6 弱相当)
地震災害	倉吉南方の推定断層	0.39	0.2	0.2
	鳥取県西部地震断層	<0.2	0	0
	雨滝・釜戸断層	3.66	0.42	0.2
	鹿野・吉岡断層	48.37	4.26	0.31
	島根県鹿島断層	<0.2	0	0
	F55断層	2.81	0.2	0.2
	佐渡島北方沖断層	1.63	0	0
洪水による 水害	水系の名称	必要面積		
	河内川	0.20	—	—
	野坂川	0.20	—	—
	大路川	0.37	—	—
	日置川・勝部川	0.20	—	—
	八東川(県管理区間)	0.20	—	—
	塩見川	0.20	—	—
	千代川水系	12.66	—	—

参考: 「鳥取県災害廃棄物処理計画【資料編】(平成30年4月) 仮置場の必要面積の推計式」を元に算定

② 各仮置場の面積の基準

各仮置場1か所あたりの面積の基準を設定し、仮置場候補地の選定を行うものとする。

【表 4-3 各仮置場1か所あたりの面積の基準】

分類	面積の基準
住民用仮置場	2,000 m ² 以上
一次仮置場	5,000 m ² 以上
二次仮置場	120,000 m ² 以上

③ 仮置場候補地の選定

本市は、主に一次仮置場を設置、運営することを前提にした仮置場候補地の選定を行う(仮置場候補地の選定方法は、「本市処理計画 詳細版 第4部 仮置場関係編」を参照)

第2節 仮置場の設置

1 仮置場設置等の対応方針

仮置場の設置等に関する本市の方針は原則、次のとおりとする。

(1) 住民用仮置場の方針（場所指定及び協力依頼）

住民用仮置場については、市が場所指定を行い、自治会等に協議、周知するとともに、運営（分別保管等）の協力依頼を図っていくものとする。

特に水害発生時については、早急な仮置場指定の判断が必要である。しかしながら、被害が限定的である場合（※）には、必ずしも仮置場を開設せず、戸別収集対応を検討する。

また、本市が指定していない勝手仮置場の発生が生じた場合には、速やかに情報収集を行い、早期の対応方針を定めるものとする。

（※）過去の実績としては、平成30年台風第24号の被害を受けた青谷町内の床上浸水世帯に対し、市直営による戸別収集を1日4軒程度実施した実績がある。

(2) 一次仮置場の方針（市による設置・運営）

本市は、主に廃棄物の粗選別や一時保管を担う一次仮置場の設置、運営を行うものとする。

(3) 二次仮置場の方針（県等への事務委託を想定）

二次仮置場は、主に移動式及び仮設処理施設を用い、災害廃棄物の破碎選別や焼却等の中間処理を行うものであるが、本市が様々な災害対応に当たっている中で、新たに中間処理施設を開設し、管理運営していくことは困難である。そのため、二次仮置場の開設、管理運営については、県及び国へ協議、支援を受けることを基本とし、県への事務委託や国等からの受援に対する体制構築を目指すものとする。

2 仮置場開設時の関係者等との調整

(1) 地権者（市有地、その他公有地、民有地）、周辺住民等との調整

仮置場開設にあたっては、発災後速やかに、仮置場候補地の地権者（所管部署等）に対して利用承諾を得るための事業説明、交渉を行う。

地権者の利用承諾が得られた後でも、住宅に近接している等、市民生活に直接影響が生じる場所に開設する場合には、周辺住民の代表者（自治会長等）あるいは周辺住民に対して事前説明を行う機会を設け、仮置場設置に対する理解、協力を促すことが必要である。

また、民有地に開設する場合は、土壌汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを作成し、地権者に提案するものとする。

(2) 市災害対策本部と協議、調整、決定

市災害対策本部環境衛生班は、仮置場開設前に市災害対策本部と内部調整を図り、仮置場開設の決定を受けるものとする。

なお、自衛隊の出動を要請するような大規模災害であった場合、空地等は自衛隊の野営場や応急仮設住宅への優先利用が見込まれるため、仮置場用地の先行確保が喫緊の課題となることが想定される。そのような状況下においては特に市災害対策本部と十分に協議、調整を行った後に仮置場の開設を決定する。

（3）警察や消防への連絡

仮置場周辺の道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談しておく。また、仮置場で火災の恐れがあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡する。

3 仮置場開設時の検討項目（多量の片付けごみへの対応）

仮置場開設の際、片付けごみの対応が最も重要であるため、次の点に留意する。

- ① 平時のごみステーションを仮置場にしない
- ② 災害発生後の最初の休日（土・日、祝日）までに回収方法を検討する
- ③ ごみ出しができない高齢者などの対応を検討する
- ④ 市民や自治会、ボランティア等の協力（分別徹底や仮置場管理など）を図る

出典：災害廃棄物対策指針【技17-3】（平成31年4月 環境省）

4 仮置場に関する広報計画

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、住民の理解と協力が必要である。「片付けごみの路上堆積」や「片付けごみの混合化」等を未然に防止するためにも分別ルールの徹底と排出場所の遵守を求め、市民やボランティア等に必要な広報を講じていくこととする。

（1）市民等への広報手段

状況に応じた広報手段により市民等に広報を行うものとする。その際、市公式ウェブサイトによる広報は、被災地域以外の便乗ごみを誘発するおそれがあるため、仮置場の入場時には住所記載の身分証明書の提示が必要であるなど、便乗ごみ搬入防止策についても併せて周知する。また、被災家屋ではテレビやインターネット通信が不能になっている場合も有ることから、避難所等でチラシの配布や貼り紙等での広報を行う。

（2）広報する内容

仮置場開設時の広報内容を次のとおり例示する。

また、仮置場を案内するチラシの原稿データ(Word)は、「(公財) 廃棄物・3R 研究財団 災害廃棄物対策広報ツールダウンロード URL」から入手可能であり、これを活用し、仮置場の開設にあたっては、開設予定の仮置場情報に合わせてチラシを作成するものとする。

(ダウンロード URL <https://www.jwrf.or.jp/research/disaster/index.html>)

【表 4-4 仮置場に係る広報内容例】

項目	内容	
分別ルール	以下の5種類を基本とした分別を求める ① 大型可燃ごみ ② 大型不燃ごみ ③ 廃家電 ④ 処理困難物等 (廃畳・廃タイヤ等) ⑤ 危険物・有害物 (ガスボンベ類、農薬、消火器等)	
排出方法	【市が指定した排出方法の例】 ・住民用仮置場への排出 ・一次仮置場への排出 ・戸別収集 (収集日の調整必要)	
仮置場への搬入禁止物	・生ごみ (通常のご家庭ごみ) ・引火性のもの、有害廃棄物、医療系廃棄物等 ・特定家電 (受入可否は別途判断)	
仮置場の場所	住所等	
仮置場の搬入時間	【搬入時間の例】	
	搬入時間	AM9:00~18:00 (日没まで)
	搬入休止時間 (作業員交代、場内整理)	12:00~13:30
仮置場の搬入日	平日 (土・日、休日の搬入は状況に応じて判断)	
進入経路図、配置図	・進入経路、場内のレイアウト図 ・場内には看板等で表記	
入場方法	住所記載の身分証明書 (り災証明書等も可) の提示	
その他注意事項	・分別徹底の注意喚起 (ごみを混合させない) ・交通渋滞や仮置場の混雑の注意喚起 ・不法投棄、便乗ごみ、野焼きの禁止の周知	

仮置場設置場所の公表

仮置場設置場所の公表は、原則、仮置場開設後に行うものとする。平時の公表については、勝手仮置場や不法投棄の発生等に繋がるため行わないものとする。

ボランティアへの広報

被災現場の片付けや仮置場への搬入は、ボランティア活動によるものが大きいことから、ボランティアの取りまとめを行う社会福祉協議会等と情報共有を図り、本市の処理方針を伝えていくものとする。その際、「災害廃棄物早見表」(一般社団法人廃棄物資源循環学会)などを活用し、ボランティアへ分別ルールや安全確保を徹底する呼びかけを行う。

その他

仮置場の不足や住民周知が不十分な場合、野焼きをする住民が出てくる可能性がある。災害時であっても、野焼き禁止であることを広報する必要がある。

第3節 仮置場の管理・運営計画

1 仮置場の管理・運営計画

(1) 仮置場運営の目標達成時間

【表 4-5 仮置場運営の目標達成時間】

目標達成時間	主要業務
数日以内	住民用仮置場及び一次仮置場の確保・運営開始
1か月以内	・一次仮置場管理運営業務委託の開始 ・住民用仮置場の廃棄物撤去、順次閉鎖
数か月以内	・一次仮置場の集約、順次閉鎖 ・二次仮置場の確保・運営、受入れ ・広域処理体制の確立
～1年	一次仮置場の閉鎖、返還
～3年	二次仮置場の閉鎖、返還

(2) 災害廃棄物の分別方法

災害廃棄物は、次の区分を基本として分別保管を行う。住民用仮置場（戸別収集含む）では最低限の5分類、一次仮置場では8分類に分別し、それぞれ集積する仮置場の分類別により分別区分を定めるものとする。また、災害の種類や規模等に応じて分別品目の追加を検討するものとする。

【表 4-6 災害廃棄物の分別方法】

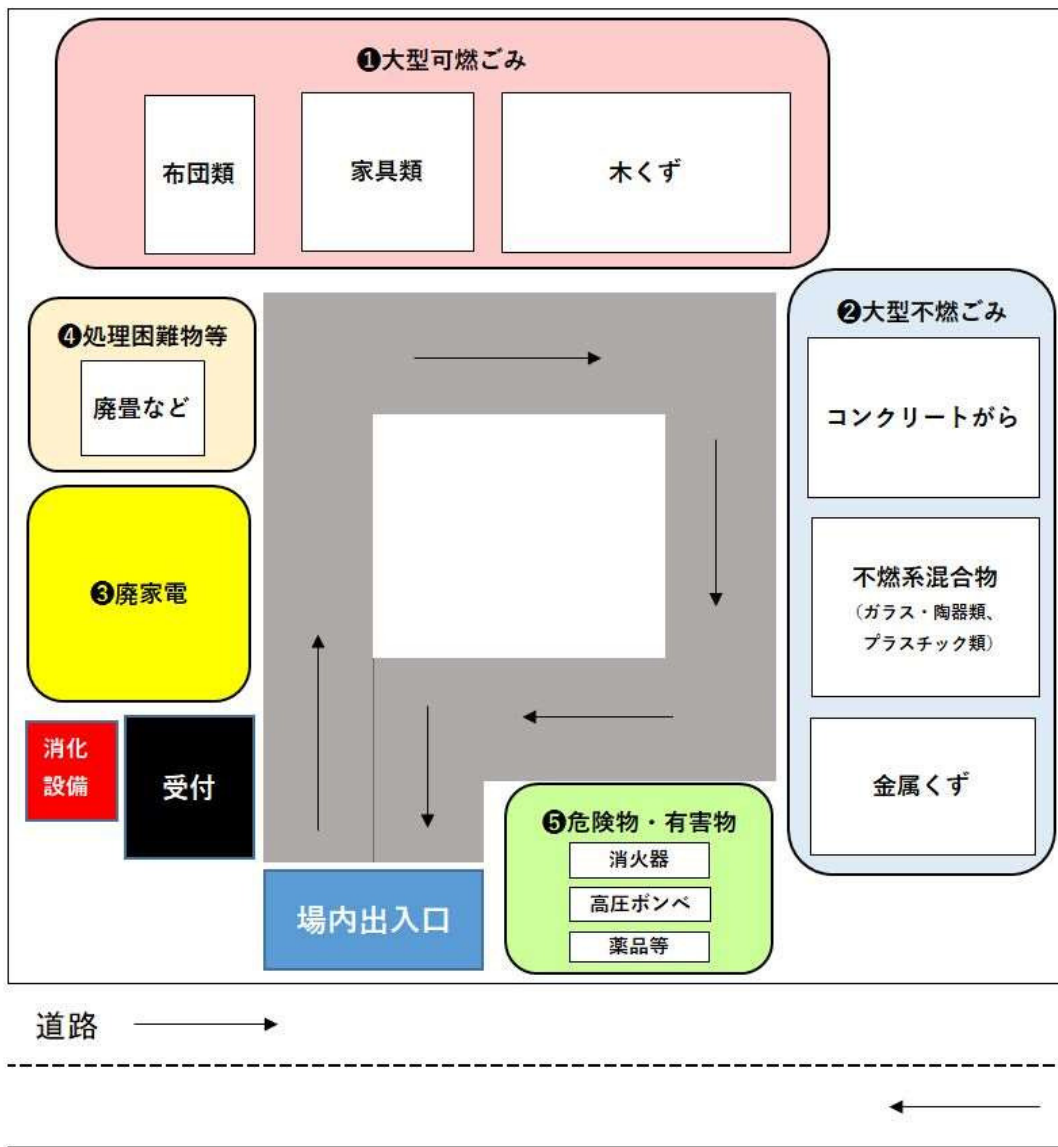
	集積場所別		分別品目の追加例 (状況による)
	住民用仮置場 (5分類)	一次仮置場 (8分類)	
品 目	①大型可燃ごみ (家具類、布団類、木くず等)	①大型可燃ごみ (木製家具、布団類等) ②木くず	・布団類 ・ソファ等
	②大型不燃ごみ (ガラス・陶器類、プラスチック類、金属くず、コンクリートがら等)	③大型不燃ごみ (ガラス・陶器類、プラスチック類、複合素材の家具・器具類の不燃系混合物) ④金属くず (解体建物の鋼材、金属系の器具等) ⑤コンクリートがら (解体建物に係るもの)	・瓦 ・土壁
	③廃家電 (特定家電4品目は別途判断)	⑥廃家電 (特定家電4品目は別途判断)	・特定家電4品目 ・太陽光パネル
	④処理困難物等 (廃畳、廃タイヤ等)	⑦処理困難物等 (廃畳、廃タイヤ等)	・石綿含有疑いの廃棄物 ・石膏ボード ・スレート板
	⑤危険物・有害物 (ガスボンベ類、農薬、消火器等)	⑧危険物・有害物 (ガスボンベ類、農薬、消火器等)	・灯油

- ※ 一次仮置場の8分類は、鳥取県災害廃棄物処理計画「仮置場のゾーニング」に準拠した。
- ※ 廃家電のうち、特定家電4品目は「便乗ごみ」に注意して受入可否の判断を行う。
- ※ 通常の生活ごみ（生ごみ等）は、災害廃棄物の仮置場には受入しない。
- ※ フレコンバックでの保管を検討する（ガラス・陶器類や金属くず等の飛散防止のため）

（3）仮置場レイアウトの作成

災害廃棄物を適切に分別保管するため、住民用仮置場や一次仮置場のレイアウト例を次のとおり示す。仮置場の運営開始にあたっては、災害の種類や規模、仮置場の形状に合わせてレイアウトを決定するものとする。

【図 4-3 住民用仮置場（又は一次仮置場の簡易版）のレイアウト例】



（4）仮置場運営に係る人員配置計画

仮置場を管理運営するための人員として、受付員、出入口の交通誘導員、分別指導員、荷下ろし補助員等が必要であるが、一次仮置場を適切に管理運営していくために、1か所あたりに必要な人員を次のとおり示す。

また、人員不足が生じる場合の全庁的な応援体制、また、他自治体や民間事業者との災害支援

協定の活用、並びに業者委託の検討等を行い、円滑な人員確保に努めるものとする。

【表 4-7 一次仮置場 1 か所あたりに必要な人員体制】

業務	必要人数	内容	予定する従事者
全体管理	1名	仮置場運営の工程管理、人事管理	市、委託業者（※）など
受付	1名	被災者の確認、積み荷のチェック	市、委託業者など
搬入記録	1名	搬入車両及び台数の記録	市、委託業者など
交通誘導	1名以上	出入口の交通整理 場内の交通誘導	市、警備会社など
分別指導	8名	分別品目数（8品目）に1名ずつ	市、委託業者など
荷下ろし補助	8名以上	車両からの荷下ろし補助 （分別品目数に1名以上必要、 8品目×1名＝8名以上）	市、委託業者など
重機オペレーター	1名以上	廃棄物の積み上げ、移動作業	災害時協定締結団体等
警備	1名	仮置場内の警備 （不法投棄パトロール等）	警備会社等
合計	22名～		

※ 委託業者は協定締結団体や支援団体等、市が災害時に委託する業者である。

仮置場において災害廃棄物の保管や搬出を行う際には重機の操作が必要になる。特に発災直後においては、速やかな人員確保が必要であるため、本市と災害協定を締結している団体（鳥取県産業資源循環協会など）を中心に協力要請を行っていくものとする。

（5）仮置場に必要な資機材の確保

仮置場における必要な資機材については、災害廃棄物対策指針【技 17-1】（平成 31 年 4 月改定 環境省）に詳しく示されているので、これを元に資機材を確保するものとする。また、市で直接確保できないものは、リースや業者委託などを通して資機材を調達するものとする。

なお、次表は、一次仮置場における必要資機材のリストを抜粋したものである。

【表 4-8 一次仮置場における必要資機材（抜粋）】

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付きのバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針【技 17-1】（平成 31 年 4 月改定 環境省）

（6）応援要請業務の例（仮置場関係）

複数の仮置場を運営していくためには、多くの人員・資機材が必要になるが、それに加えて災害廃棄物を運搬する車両が必要となる。

被災時には他の災害復旧作業もあり、災害廃棄物処理にかかる人員・資機材確保が困難となるため、他自治体等へ応援要請することを想定しておくものとする。

地方自治法に基づく「事務の委託」の検討

被害状況や災害廃棄物の発生量等により、本市の災害廃棄物処理が困難になることも想定される。その場合、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県などの地方公共団体への事務委託を検討する。

過去の事例として、仮置場の管理運営業務を県に委託した事例（公費解体事業により発生した家屋解体廃棄物を受け入れる一次仮置場や破碎・選別などの中間処理を行う二次仮置場の管理など）があり、これらを参考にして事務委託の検討を行うものとする。

なお、事務委託に関する規約の作成にあたっては、鳥取県災害廃棄物処理計画【資料編】（平成 30 年 4 月）に掲載されている「事務委託に関する規約の例」を利用することとする。

2 仮置場の安全確認・返還

（1）仮置場における環境対策

仮置場で災害廃棄物を安全に保管する際、環境への影響に配慮する必要がある。次表は、災害廃棄物処理における環境影響と環境保全策の例であり、必要に応じて対策を取るものとする。

【表 4-9 災害廃棄物対応における環境影響と環境保全例】

環境項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視
	災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	災害廃棄物からの悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-5】（平成 31 年 4 月改定 環境省）

（2）仮置場の復旧・返還

仮置場を閉鎖する際は、仮置場の原状回復が基本である。仮置場の返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-6】（平成 31 年 4 月改定 環境省）

第5部 廃棄物処理

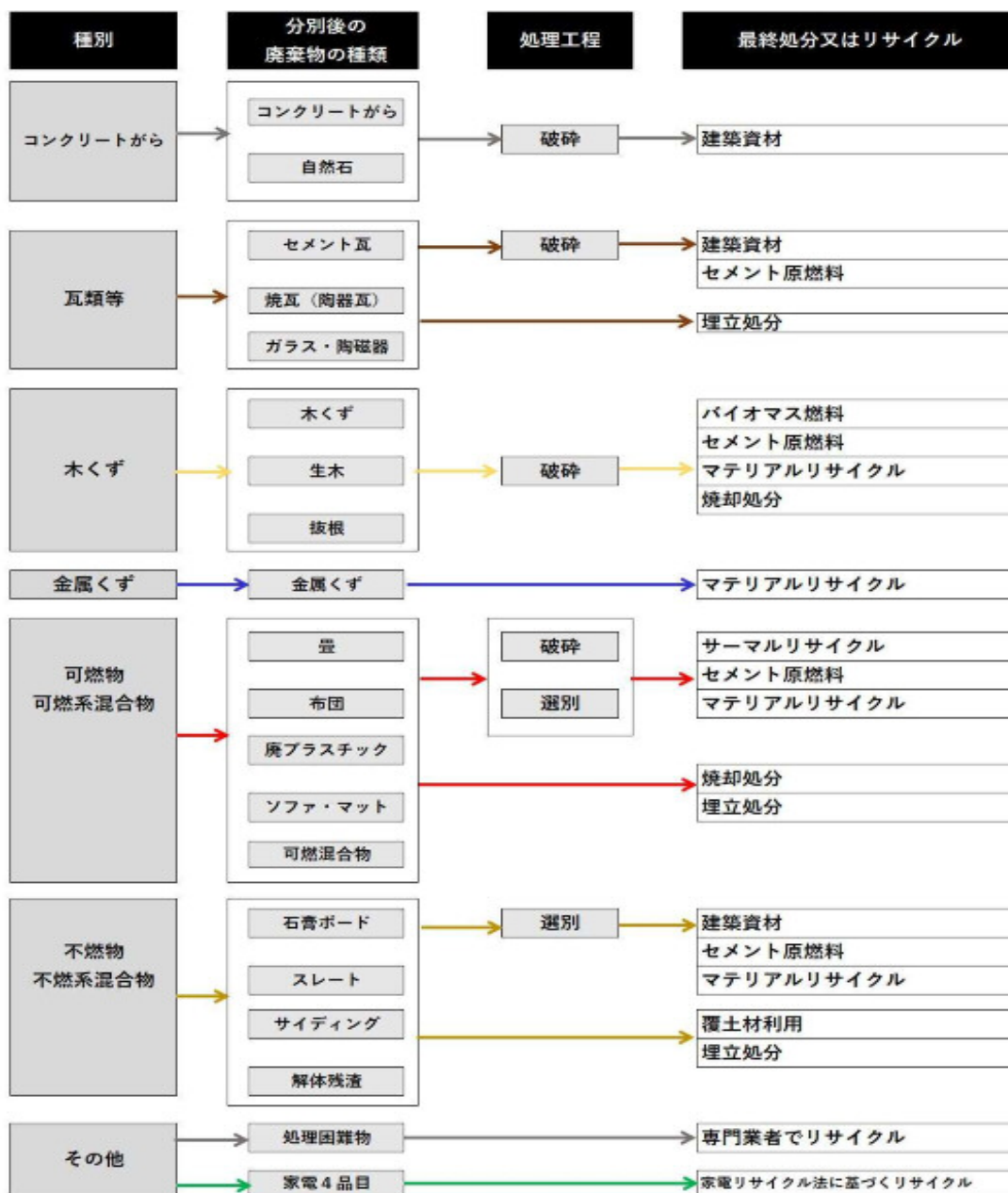
第1節 災害廃棄物の処理方法

1 処理フロー

処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分又はリサイクルを一連の流れで示したものである。

次のとおり、処理フロー例を示す。これは、平成28年熊本地震の事例を参考として、本市で地震災害が発生した場合の処理フローとして、活用を見込むものである。

【図 5-1 処理フロー (例)】



出典：平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録 (平成31年3月 熊本県)

2 主な災害廃棄物、処理困難物の処理方法

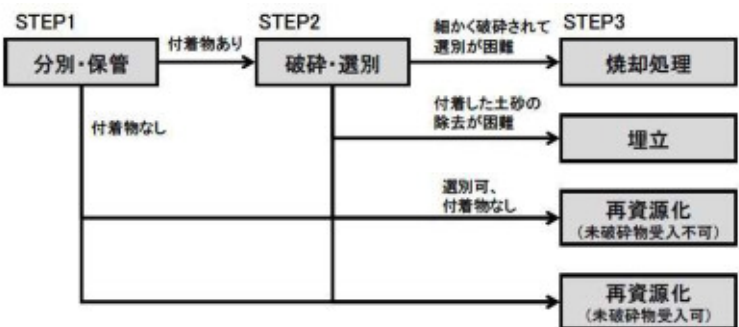
災害後に排出される主な災害廃棄物の処理方法を次のとおり示す。一次仮置場等で適切に破碎選別や分別保管した後、適正処理や再資源化を行うものとする。

また、災害廃棄物対策指針 技術資料【技 24-1】～【技 24-15】(令和 2 年 3 月改定 環境省)には、過去の災害事例を踏まえた廃棄物の種類毎の処理技術が示されている。

本市は、該当箇所を必要に応じて参考にし、災害廃棄物処理を行うものとする。

(1) 主な災害廃棄物の処理方法等

【表 5-1 主な災害廃棄物の処理方法等】

種類	処理方法・留意事項など
コンクリートがら アスファルト類	建設工事から出される廃棄物の中でも最もリサイクルされている品目であり、分別・破碎処理後、再資源化施設に引き渡す。
瓦類等	平成 28 年鳥取県中部地震では、ほぼ全量で再資源化されたことを踏まえ、分別保管を行い、再資源化施設に引き渡す。
木くず	<p>【再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂等の付着も少なく、再資源化が可能なものは、必要に応じて破碎等の処理を行った上で再資源化施設に引き渡す。 一方、土砂や泥の付着が著しいものは、トロンメル(回転ふるい機)等の機材で可能なかぎり取り除く。 <p>【焼却又は埋立処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 細かく破碎されて選別が困難であるものや、付着した土砂の除去が困難であるものは焼却または埋立処分を行う。 塩水を被った木材については、焼却による塩化水素やダイオキシンの発生が懸念されるため、降雨に一定期間さらして、塩分除去を行った後に焼却を行う。 <p>【木くずの処理フロー】</p>  <pre> graph LR S1[STEP1 分別・保管] -- 付着物あり --> S2[STEP2 破碎・選別] S1 -- 付着物なし --> R1[再資源化 (未破碎物受入可)] S2 -- 細かく破碎されて選別が困難 --> S3[STEP3 焼却処理] S2 -- 付着した土砂の除去が困難 --> S4[埋立] S2 -- 選別可、付着物なし --> R2[再資源化 (未破碎物受入可)] </pre> <p>出典：災害廃棄物対策指針【技 24-1】(平成 31 年 4 月 環境省)</p>
金属くず	分別保管を行った後、有価物として売却する。 処理先が確保しやすいため、早期に仮置場等から搬出する。
可燃物	畳や食品等の腐敗性廃棄物は、できるだけ早急に処理先を確保して、仮置場から搬出する。
不燃物	コンクリートがら、廃瓦、石膏ボード、スレート波板、ブロック塀等の不燃物は、被災地で搬出する段階から分別し、仮置場でも分別を徹底する。

(2) 処理困難物の対応

有害性、危険性のある処理困難物は、自治体の施設では処理できず、専門の処理業者やメーカー等による回収・処分がなされているものも多いが、適切に分別されず混合状態で仮置場などへ排出されれば、環境や健康に影響を及ぼしたり、復旧・復興の障害となるおそれがある。

そのため、災害が発生した場合も、処理困難物は適切に分別の上、平時と同様のルートで処理することを基本とし、適正な処理ルートの確保に努めるものとする。

収集・処理方法

次表に代表的な有害・危険製品の収集処理方法を示すので、これを元に収集処理を行うものとする。

【表 5-2 有害・危険物の収集・処理方法】

区分	項目	収集方法	処理方法	注意事項	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品	・販売店、メーカーに回収依頼 ・廃棄物処理許可業者に回収処理依頼	中和、焼却	・容器の移し替え、中身の取り出しは行わない。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め、事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められているので留意する。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されるので十分に注意する。	
	塗料、ペンキ		焼却	・産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・一般廃棄物の場合は、中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理する。 ・容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。	
	廃電池類	充電式電池 (Ni-Cd) (Ni-MH) (Li-ion)	リサイクル協力店の回収(箱)へ	破碎、選別、リサイクル	・仮置場で分別保管し、平常時のリサイクルルートにのせる。 ・Li-ion 電池は、発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
		ボタン電池	電器店等の回収(箱)へ		水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル (金属回収)	カーバッテリーは有価売却が可能 (一社 鉛蓄電池再資源化協会)
	廃蛍光灯	回収(リサイクル)を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル (カレット、水銀回収)	・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようドラム缶等で保管する。	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル		
	有機溶剤(シンナー等)	販売店、メーカーに回収依頼 廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却		

区分	項目	収集方法	処理方法	注意事項
危険性があるもの (続き)	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体(県LPガス協会、県一般高圧ガス保安協議会等)に連絡する。 ・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
	カセットボンベ・スプレー缶	小型破碎ごみで収集	破碎	<ul style="list-style-type: none"> ・使い切ってから、穴をあけて排出する。 ・内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・完全にガスを出し切ったものは、金属くずとしてリサイクルに回すことも可能。
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ・「(株)消火器リサイクル推進センター」が、特定窓口や指定取引場所の照会、各種問い合わせに対応している。
感染性廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	原則、指定医療機関での回収	焼却・溶融、埋立	避難所等から排出される場合は、感染性廃棄物の収集運搬許可がある一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者に依頼する。

出典：災害廃棄物対策指針【技 24-15】（平成 31 年 4 月 環境省）を元に作成

他事例（災害時処理困難物対応マニュアル）の活用

環境省中国四国地方環境事務所が「災害時処理困難物対応マニュアル（平成 30 年 1 月）」を作成している。22 品目について取扱手順等が体系的に示されているので、これを活用するものとする。

出典：「平成 29 年度（平成 28 年度補正繰越）大規模災害時における処理困難物適性処理モデル業務（松山市）」（平成 30 年 1 月 環境省中国四国地方環境事務所）：災害時処理困難物対応マニュアル（松山市バージョン）・全 71 ページ

第2節 損壊家屋等の撤去・公費解体

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、本来私有財産の処分であるため、原則として所有者が実施するものとする。

ただし、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、全壊家屋の撤去（解体）を実施することができる。

さらには、大規模災害発生時には、国の特例措置により、半壊家屋の撤去（解体）も補助対象とされた事例がある。そのことを踏まえ、災害発生後には、環境省の通知などを確認し、補助対象範囲を確認するものとする。その際、事業の実施にあたっては、市災害対策本部、県、国と対応の協議を行うものとする。

【表 5-3 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象】

区 分	全 壊	半 壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

○：適用、△：被災状況に応じて環境省に確認必要

出典：災害廃棄物対策指針【技 19-2】（令和2年3月 環境省）

1 損壊家屋等の撤去・解体作業

撤去・解体作業に係る体制構築

損壊家屋等の撤去・解体作業は、重機を使用するため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となる。そのため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。

また、県や他自治体からの支援、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者へ委託することが必要である。

危険性のある損壊家屋等の優先的な撤去

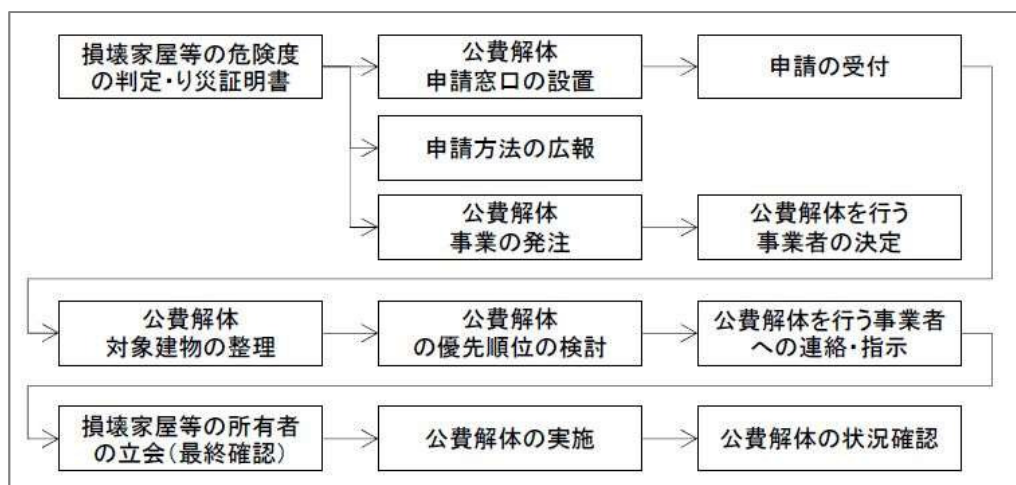
- 市は、通行上支障があるがれき、及び倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に撤去する。この場合においても分別を考慮し、ミンチ解体は行わない。
- 倒壊してがれき状態になっている建物、及び元の敷地外に流出した建物については、市が所有者等の利害関係者へ可能な限り連絡を取り、承諾を得て撤去する。どうしても連絡が取れない場合は、災害対策基本法第64条第2項に基づき、承諾がなくとも撤去する。

2 損壊家屋の公費解体の概要

損壊家屋の公費解体とは、被災した家屋等の所有者の申請に基づき、本市が生活環境保全上特に必要と判断した場合に、所有者に代わって公費で解体・撤去を行う制度である。

以下、公費解体の手順を示す。

【図 5-2 公費解体の手順（例）】

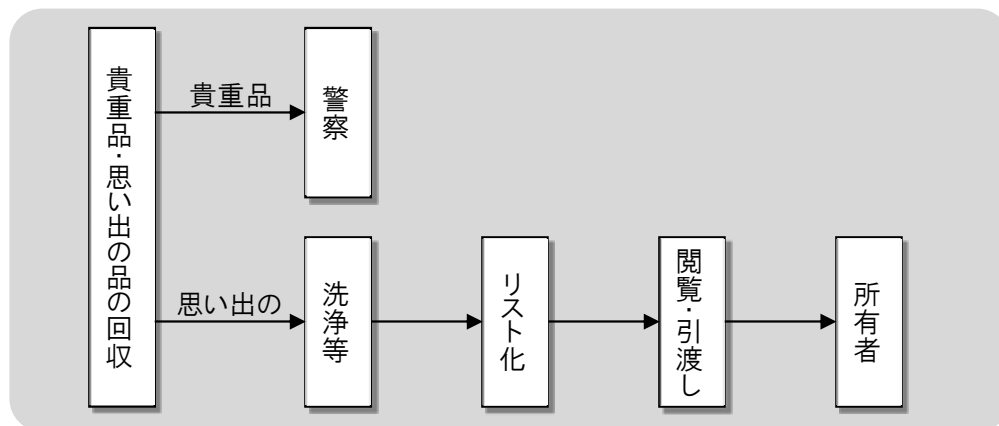


出典：災害廃棄物対策指針【技 19-2】（令和2年3月 環境省）

第3節 貴重品・思い出の品の取扱い

災害廃棄物処理業務や損壊家屋等の撤去等の際に拾得した貴重品や、持ち主等にとって価値があると認められるもの（以下、「思い出の品」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

【図 5-3 貴重品・思い出の品の回収・引き渡しフロー】



出典：災害廃棄物対策指針【技 24-17】（平成 31 年 4 月 環境省）を元に作成

【表 5-4 基本的事項】

	取扱方法	詳細
貴重品	警察への引渡し	持ち主等が不明な貴重品は、速やかに警察に届ける。損壊家屋の撤去・解体作業員による回収の他、住民・ボランティアの持込みによって回収し、貴重品については、速やかに警察へ引き渡す。
思い出の品	保管	廃棄に回さず保管する。なお、保管にあたっては、管理リスト（下欄「リスト化」を参照）と照合ができるよう管理しておく。
	洗浄等	土や泥がついている場合は、洗浄・乾燥のうえ公共施設で保管・管理する。（写真等の劣化やカビの発生がないよう清潔に保管するとともに、個人情報にも配慮する。）
	リスト化	思い出の品は膨大な量となることが想定されるとともに、限られた期間の中で持ち主へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し管理する。
	閲覧引渡し	一定期間を経過した「思い出の品」等については、市の判断で処分するが、処分する前には広報誌や市公式ウェブサイト等で住民に対して十分に周知し、可能な限り所有者に引渡す。

【表 5-5 回収対象品目の例】

貴重品	財布、通帳、印鑑、金券、商品券、古銭、貴金属等
思い出の品	写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ 等

第4節 仮設処理施設の検討

仮設処理施設は、既存の処理施設では処理しきれない災害廃棄物を処理するために一時的に仮置場等に設置する仮設の施設であり、具体的には破碎・選別施設、焼却炉等が想定される。

本市処理計画では、災害廃棄物処理を3年以内に終わることを目標としており、損壊家屋等の撤去廃棄物などが大量に発生した状況において、災害廃棄物の推計発生量、撤去作業の進行、既存の処理施設の処理能力、処理期間等を勘案して、仮設処理施設の必要性を検討する。（「本市処理計画 詳細版 第5部 廃棄物処理 第2章 第3節 仮設処理施設の検討」を参照）

第6部 事務処理

第1節 補助金申請関係

災害廃棄物に関する国庫補助事業（環境省）は、「災害等廃棄物処理事業」と「廃棄物処理施設災害復旧事業」がある。

これらを活用する場合には、「災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月改訂 環境省）」を確認し、申請を行うものとする。併せて、「本市処理計画 詳細版 第6部 事務処理 第1章補助金関係」に概要を示している。

第2節 平時の備え

本市は、災害廃棄物対策の平時の備えとして、次の事項について準備を行うものとする。

- 1 仮置場候補地の選定、確保対策
- 2 住民等への周知・広報計画
- 3 関連会議等への参加（災害廃棄物対策中国ブロック協議会、県主催の会議、訓練など）
- 4 民間事業者等との協力・応援体制
- 5 職員の教育訓練
- 6 庁内の連絡調整と情報共有
- 7 市災害廃棄物処理計画の点検、見直し

1 仮置場候補地の選定、確保対策

平時から、仮置場候補地の選定を行い、仮置場候補地リストを作成しておくものとする。

その際、市有地をはじめ、県、国有地等の土地利用について、土地管理者に相談、協議を行い、可能な限り候補地の選定、リスト化を行う。

また、作成済の仮置場候補地リストについて、定期的な情報収集を行い、必要に応じて仮置場候補地の選定替え及び順位づけの見直しを行う。（仮置場候補地の選定手順等については、「本市処理計画 詳細版 第4部 仮置場関係」を参照とする）

2 住民等への周知・広報計画

平時の分別意識を災害時に生かすため、次の事項について継続的に啓発・広報を実施するとともに、災害時における効果的な周知方法等について日頃から計画しておく。

<平時の啓発・広報内容>

- 災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性等
- 災害廃棄物の分別方法
- 仮置場への搬入に際しての分別方法
- 生ごみ等腐敗性廃棄物の排出方法
- ごみステーションの取扱い（災害廃棄物の排出禁止と生活ごみの混合化の回避）
- 生活ごみ収集中断の可能性
- その他禁止事項
（便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止）
- 広報資料（チラシ等）の作成
- 市報など、広報誌を活用した情報発信
- 市公式ウェブサイト等、インターネット媒体を活用した情報発信

災害時における効果的な周知方法の準備

- 予告広報の検討、準備（「本市処理計画 詳細版 第6部 事務処理」参照）
- ボランティア向けの分別・排出方法のチラシ作成
- インターネット以外での広報手段の選択
- 鳥取市コールセンター等、問合せ窓口の回答内容の情報整理

3 関連会議等への参加

平時から、定期的で開催されている災害廃棄物関連の会議は次のとおりである。本市の災害廃棄物処理の対応力向上に資するため、これらに参加し、情報収集や関係者等との連携を図るものとする。

（１）災害廃棄物対策中国ブロック協議会の参加

災害廃棄物対策中国ブロック協議会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の自治体の廃棄物処理関係部局等で構成）では、最新の災害廃棄物対策についての情報共有やブロック内の応援体制の検討などを行い、災害廃棄物対策における広域連携体制の構築を図っている。

本市は、当ブロック協議会の幹事市でもあり、年間を通して幹事会及び協議会に参加するものとする。

（２）県主催の会議・訓練などへの参加

県は、平時から県内自治体に対して、災害廃棄物処理に関する情報発信や関係者会議を行っている。また、県内での協力体制の構築を図るため、「県の災害廃棄物処理対策協議会」の招集訓練、図上訓練の実施が計画されている。

本市においては、このような県主催の会議等に参加することで、県及び県内の他自治体と情報共有や連携を図るものとする。

4 民間事業者等との協力・応援体制の構築

平時から、災害時の協定締結団体等の支援内容を確認し、今後、具体的な支援要請手続等を定め、関係者間で共有できるように努めるものとする。

また、以下の点についても、順次、取り組むこととする。

- 市内の廃棄物処理業者等とあらかじめ災害時の対応について取り決めておく。
- 重機等の確保の観点から、（一社）鳥取県産業資源循環協会など重機を保有している協定締結団体と災害時対応の情報共有、連絡調整を図る。
- 災害ボランティアへの情報提供方法や内容等を検討しておく。
- 適宜、関係機関の連絡リストを更新し、緊急対応時に備えるものとする。

5 職員の訓練

災害後の初動対応を迅速かつ確実に実施できるよう、台風到来前や大雨警報の事前対応として、市廃棄物対策課、生活環境課、各総合支所市民福祉課、各生活ごみ収集運搬委託業者、ごみ処理施設関係者との連携体制の確認や事前レクチャー等を行う。これらを通じて、職員の対応能力の向上を図る（事前レクチャー等の内容や機会については、「本市処理計画 詳細版 第6部 事務処理編」を参照）。

また、被災自治体の支援に係る職員派遣は、災害廃棄物処理の貴重な実務経験となるので状況（要請内容など）に応じて実施する。

6 庁内の連絡調整と情報共有

災害廃棄物処理を行っていくうえで、廃棄物対策担当部署とそれ以外の部署との連絡調整や情報共有が必要な項目について、次のとおり例示する。平時からこれらの部署間で連絡調整

や情報共有を図るものとする。

【表 6-1 庁内の連絡調整項目】

調整項目	主な関係部署
災害廃棄物対策全般 (事業内容、事業規模) (応援要請の手順確認) (仮設トイレ関係) (避難所ごみ関係) など	危機管理課
仮置場候補地の選定	危機管理課 (仮置場決定の手順など) 都市環境課 (公園など) 生涯学習・スポーツ課 (スポーツ広場など) 各総合支所 地域振興課 (支所管内の市有地) 教育委員会 各町分室 (スポーツ広場など) 教育総務課 (グラウンド・学校関係)
仮置場運營業務 (土木工事積算、監督など) 仮置場閉鎖時の現状復旧作業 (覆土作業等の設計、監督など)	都市環境課、都市企画課など
土砂・がれきの撤去	道路課、都市環境課など
損壊家屋の解体 (公費解体)	建築住宅課、建築指導課、危機管理課など
下水道関係 (仮設トイレなど)	下水道企画課
国庫補助関係	行財政改革課

(課の名称は令和3年度末現在)

7 本市処理計画の点検、見直し

本市処理計画が有効に活用されるよう、記載内容について職員へ周知し、随時点検するとともに、適宜見直しを行う。

本市処理計画の点検・公表

毎年度末の一般廃棄物処理実施計画の告示に合わせて、本市災害廃棄物処理計画を市公式ウェブサイト上で公開する。その際、必要に応じて、内容更新を行う。

本市処理計画の見直し

次のとおりの事項が生じた場合、本市処理計画を見直し、改善を図るものとする。

【表 6-2 見直し機会とそのきっかけ例】

見直し機会	見直しのきっかけ (例)	実施時期
教育・訓練等に伴う改善	教育・訓練等を通じて改善点が確認されたとき	訓練等実施後
関連計画の改定	国の法令や関連計画、鳥取県災害廃棄物処理計画、鳥取市地域防災計画等、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき	関連計画の改定時
災害支援協定の追加・見直し	新たな災害支援協定の締結や、協定内容の見直しに応じて災害支援協定リストが変更になったとき	・協定締結時 ・見直し時
被災経験や他自治体への支援経験に基づく見直し	被災経験 (災害時に作成する活動記録等を参考) や他自治体の支援経験を踏まえた見直しを行ったとき	適時

出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き 第1版 (令和2年2月 環境省)」を元に作成

卷末資料：本市処理計画策定における参考文献や計画一覧

【参考文献・計画一覧】

参考文献・計画名称	策定（改定）年月	策定機関
鳥取市地域防災計画	令和3年度	鳥取市
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業計画 初版	令和2年4月	鳥取市
鳥取県東部環境クリーンセンター再資源化実績	令和元年	鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取県災害廃棄物処理計画	平成30年4月	鳥取県
鳥取県地震・津波被害想定検討業務報告書	平成29年3月	鳥取県
災害廃棄物対策指針（本編）	平成30年3月	環境省
災害廃棄物対策指針（技術資料）	令和2年3月	環境省
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き 第1版	令和2年2月	環境省
災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領	令和2年7月	環境省
災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）	令和3年2月	環境省
災害廃棄物対策の基礎 ～過去の教訓に学ぶ～	平成28年3月	環境省
環境省 災害廃棄物対策情報サイト	令和3年現在	環境省
災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル 第1版	平成31年3月	環境省
災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル	令和2年8月	環境省・防衛省
宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド	令和2年3月	国土交通省
災害廃棄物に関する研修ガイドブック	平成29年3月	国立研究開発法人 国立環境研究所
災害廃棄物処理行政事務の手引き	平成29年3月	環境省東北地方環境事務所
大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画	平成30年3月	災害廃棄物対策中国ブロック協議会
中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（広域連携計画）	令和4年3月	災害廃棄物対策中国ブロック協議会
平成29年度大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国四国地方）報告書	平成30年3月	環境省中国四国地方環境事務所
平成30年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書	平成31年3月	環境省中国四国地方環境事務所
平成29年度（平成28年度補正繰越）大規模災害時における処理困難物適性処理モデル業務（松山市）	平成30年1月	環境省中国四国地方環境事務所

平成 30 年度 (補正繰越) 災害廃棄物処理における仮設処理施設設置検討モデル業務 (中国四国地方) 報告書	令和 2 年 3 月	環境省中国四国地方環境事務所
平成 30 年 7 月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画 (改訂版)	令和元年 7 月	岡山県
真庭市災害廃棄物処理計画	平成 31 年 3 月	真庭市
広島市災害廃棄物処理計画	令和 2 年 3 月	広島市
平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録	平成 31 年 3 月	熊本県